

令和2年第2回東大和市議会定例会会議録第6号

令和2年6月4日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君		

議事日程

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、18番、東口正美議員を指名いたします。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。議席番号18番、公明党の東口正美です。

まず初めに、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、今なお闘病生活を送られている方に心からお見舞い申し上げます。また、この間、命を削るようにして治療に取り組んでいただいた全医療関係者の皆様に深い感謝と敬意を表します。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、緊急事態宣言が出され、外出自粛や休業要請など市民生活が一変する中で、私たちの生活を支えるため働き続けてくださったエッセンシャルワーカーの方々にも、心から感謝申し上げます。そして、東大和市職員の皆様も、感染予防に最大限に配慮しながら、市民生活を支えるため不休のお取組をいただき、本当にありがとうございます。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、東大和市職員の皆様には、異例の事態に御対応いただいている現状を考慮し、今回の一般質問は、私が公明党会派を代表して、新型コロナウイルス感染症拡大防止における東大和市での取組について質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

1番、新型コロナウイルス感染症対策のための特別定額給付金事業について伺います。

特別定額給付金事業については、初日の本会議でも質疑が行われており、概要は了解しているところですが、その上で①として、このたびの特別定額給付金は、収入の多寡にかかわらず、全世帯に給付される初めての取組であるため、職員の皆様には大変に御苦勞をいただいておりますが、1人10万円の給付金を漏れなく受け取っていただけるよう、申請が困難と思われる方々への対応については、どのような対応をお考えですか。

今回の給付は、オンラインもしくは郵送による申請のうち、口座に振り込む形になっていますが、窓口対応や現金での対応が必要な方、また入院や介護施設に入所されている方などへの対応についてお聞かせください。

②として、特別定額給付金を人のために役立てたいと思う方たちのために、以下の項目のような寄附金の受け皿が必要だと考えますが、いかがですか。

ア、医療関係者など、エッセンシャルワーカーへの支援。

イ、旧日立航空機株式会社変電所保存のための活用。

ウ、東大和市政への応援として、寄附金を希望される方への対応についてお聞かせください。

次に、③として給付金を狙った詐欺が心配され、テレビCMなどでも注意喚起が行われておりますが、市としての詐欺防止対策についてお聞かせください。

次に、2番、学校教育について。

①として、休校措置の対応について伺います。

新型コロナウイルス拡大防止のため、まず最初に一斉に措置が取られたのが小中学校の休校でした。1年間を締めくくる大事な年度末でもあり、卒業式や入学式といった子供たち、そして御家族にとっても大事な節目を自粛体制の中で迎えなければなりませんでした。3密を避けた状態で異例の卒業式、入学式ではありましたが、御尽力をいただいた現場の先生方に感謝申し上げます。このような長引く自粛の中で、学校では児童・生徒とどのような関わりをされたのか伺います。

アとして、休校中の自宅学習についてどのような措置を行いましたか。

イとして、休校による学習の遅れについて、今後どのようなサポートを考えていますか。

ウとして、長きにわたる自宅での自粛生活は親子ともに初めての経験であり、生活習慣の乱れや心理的な影響も大変に大きいものだと考えますが、休校措置の間、児童・生徒の生活面や心理面での状況把握とサポートについて、どのようなことが行われたのかお聞かせください。

エとして、休校の間、自宅学習のためのワークブックの購入や、図書館が使えなかったことでの図書の購入など、読書・学習支援への要望を市民の方からいただきました。市として、図書カードの配布などの検討はされたのでしょうか。

次に、②としてGIGAスクール構想の加速的な取組について伺います。

GIGAスクール構想は、Society 5.0時代を生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、2019年12月13日に閣議決定され、2019年度補正予算が措置されました。当初は令和5年度を目指して誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育むICT環境の実現に向けての施策でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染症の発生により、児童・生徒が学校に通えない状況となり、ICTの活用による学習環境の整備が全ての子供の学びを保障するため、早急に必要となりました。東大和市では、尾崎市長の陣頭指揮により、GIGAスクールの早期実現に向けた補正予算が組まれたところです。

そこで、アとして、1人1台端末の早期実現について。

イとして、学校ネットワーク環境の整備について。

ウとして、自宅でのオンライン学習の環境整備を支援する取組について。

エとして、学校ICT化推進のための外部人材の活用について、現在の取組と課題についてお聞かせください。

次に、③として、学校で3密を避けるなど、新しい生活様式に対する取組について伺います。

緊急事態宣言が解除となり、6月1日から学校生活が再開されました。新型コロナウイルス感染のリスクを完全に避けることができない中で、どのような配慮が学校生活の中で行われるのかお聞かせください。

次に、3番、公共施設について。

①として、公共施設での新しい生活様式を取り入れた対策について伺います。

市内には、複数の異なる公共施設があり、それぞれの施設の特性に合わせて対策も異なると思いますが、新しい生活様式への取組をお聞かせください。

次に、②として、これまでも公明党会派として図書館への書籍消毒機の設置を要望してまいりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染防止の観点からも、書籍消毒機の設置は大変有効だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、4番、健康福祉について。

各自治体単位でのPCR検査が行われておりますが、東大和市の状況について。

①として、医師会や保健所等と連携してのPCR検査の実施についてお聞かせください。

次に、5番、納税の猶予等について。

新型コロナウイルスの影響は、家計へも大きなダメージを与えています。

そこで、①として国民健康保険税、下水道使用料の徴収に当たり、新型コロナウイルスの影響で減収した世帯への減免及び猶予の措置についてお聞かせください。

②として、3月27日に成立した今年度の税制改正に加え、新型コロナウイルスの影響による緊急経済対策における税制措置が4月6日に発表されています。その内容は、納税猶予制度の特例やテレワーク導入のための設備投資税制、住宅ローン控除の適用要件の弾力化、また文化・スポーツイベントの払い戻し請求権を放棄した方への寄附金控除の適用など、多岐にわたっております。これらの緊急税制改正の具体的な内容と、各種納税の減免や猶予に関する迅速な情報提供についてお聞かせください。

次に、6番、防災対策について。

①世界中が新型コロナウイルスの対策に追われているさなかではありますが、地震や風水害の自然災害もいつ起こるか分かりません。そこで、従来の自然災害対応のための避難所運営について、今後どのようにして3密を避けるなど、新しい生活様式を取り入れていくのかお聞かせください。

次に、7番、市内産業振興について。

長期にわたる自粛生活により、経済活動にも大きなダメージがある中、市内産業においても事業継続と雇用維持の取組が最重要課題だと考えます。

そこで、①事業継続と雇用の維持の取組について。

アとして、既存のセーフティネット保証制度や小規模事業者経営改善資金等の対応について。

イとして、新型コロナウイルス対応への新たな対策についてお聞かせください。

自粛生活の影響は、多くの飲食産業にもダメージを与えました。

そこで、②として市内飲食業者支援の取組について。

アとして、新たにテイクアウトやデリバリーなどを行う「#東大和エール飯」の取組について、成果及び課題をお聞かせください。

イとして、緊急事態宣言が解除された後に、プレミアム食事券の発行を行い、市内飲食業者を支援することが有効だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、8番、子育て支援について。

新型コロナウイルス感染症は、妊産婦や乳幼児を抱える御家庭にも多くの不安と困難な状況をもたらしたと考えます。

そこで、①として、中止となっている乳幼児健診への代替策や、遅れがちになっている各種予防接種の推進についてお聞かせください。

②として、とうきょうママパパ応援事業の育児パッケージとあわせて行われている妊産婦の通院に対する交通費の補助についてお聞かせください。

③として、これまで保健センターや子ども家庭支援センターで、日常的に行われていた育児相談などが、この間、行える環境になかったことで、不安を抱える妊産婦や、育児中の方への相談支援についてお聞かせくだ

さい。

次に、9番、マスクや消毒薬の支給について。

新型コロナウイルスの拡大により、全国的にマスクや消毒薬の不足が問題となりました。

そこで、①として、妊産婦や乳幼児・高齢者の世帯、保育園、学校、介護施設・清掃作業等の事業者へのマスク・消毒薬の支給についてお聞かせください。

次に、10番、介護事業について。

新型コロナウイルスにより、多くの高齢者がお亡くなりになったとの報道もあり、高齢者の皆様も大変に不安を感じられていたのではないかと考えます。

そこで、①として、コロナ禍での介護事業の現状についてお聞かせください。

②として、自粛して介護サービスを受けていない方が相当数いると聞いておりますが、そのような高齢者の安否確認と健康維持のための取組についてお聞かせください。

次に、11番、廃棄物処理について。

東大和市では、廃棄物有料化後、市民の皆様の努力で着実に廃棄物量が減少してきました。しかしながら、このたびの自粛生活により、自宅で過ごす時間が増えたことで、必然的に排出される家庭ごみが増加していると考えます。この不可抗力による廃棄物の増加は、結果的に市民に負担をかけることになっています。

そこで、①として、市民負担軽減のため、一定期間、廃棄物の無料収集を行うことができるか伺います。

②として、新型コロナウイルスは飛沫により感染するため、マスクの使用が不可欠となっておりますので、使用後のマスクやティッシュを正しい方法で廃棄する必要があります。感染拡大防止のため、廃棄マナーの向上と広報について、どのようにお取組になりますか。

③として、市民生活に欠くことのできないエッセンシャルワーカーである廃棄物事業者の方々は、今回の感染症防止において公衆衛生を守るため、自らも感染のリスクを感じながら、重要な役割を休むことなく果たしてくれています。これらの方々に、改めて敬意と感謝を伝える取組についてはどのようにお考えですか。

最後に、12番として、広報について伺います。

①として、新型コロナウイルス対策については多様な支援策があり、情報を確実に市民に届けるため、市報・ホームページ、SNSの活用について、どのように取組を行ったのか。また、この間、市が行ってきた情報発信への市民の反応についてお聞かせください。

②として、情報格差が生じないように、市報で新型コロナウイルス対策の特集を組み、これまでも会派として要望してきた各戸配布を今こそ行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

ここでの質問は以上です。再質問につきましては、市長の御答弁を伺い、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、特別定額給付金の申請が困難と思われる方への対応についてであります。特別定額給付金の申請及び給付の方法につきましては、市民の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、原則、窓口での対応は行わないこととし、御理解、御協力をお願いしているところであります。また、受給権者本人が申請することができない場合につきましては、オンライン申請を除き、同一世帯の

世帯構成者や法定代理人、親族、その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている方等で、市長が認める方による代理人申請を可能としております。代理人申請に関する情報につきましては、各世帯に送付しました郵送物や市公式ホームページ、市報等に掲載して周知を図り、申請が困難な方への的確な給付ができるよう対応しております。

次に、特別定額給金を給付として活用したい方への対応についてであります。特別定額給金の給付につきましては、政府において閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としております。このことを踏まえ、特別定額給金は市民の皆様の日常生活を支えるために活用されるものと考えております。その上で、給付金を利用する際は、地域の店舗など市内の産業振興に御協力をお願いしているところであります。また、寄附の申し出がありました際には、有効活用を図るため申し出の目的や内容に基づき、適切な受け入れ方法などを御案内させていただきたいと考えております。

次に、特別定額給付金を狙った詐欺防止の対策についてであります。国におきましては全国的な取組としまして、新聞やインターネットなどにより、市町村等からは現金自動預払機の操作を求めることや、受給に当たり手数料の振り込みを求めることは絶対ないことなど、詐欺を見分けるポイントを具体的に掲載し、広報を行っているところであります。市におきましても、この詐欺防止に関することにつきまして、市報や市公式ホームページ、SNS、チラシなどでお知らせするとともに、警視庁等の相談窓口の連絡先を周知し、注意喚起を行っているところであります。

次に、学校教育についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に伴う東大和市立小中学校における臨時休業につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における要請を踏まえ、3月2日より実施いたしました。その後、国の緊急事態宣言及び東京都における緊急事態措置の要請実施に伴い、5月31日まで臨時休業を行ったところであります。臨時休業期間におきましては、児童・生徒への学習面や生活面、心理面等についてのサポートを行うなど、学校において適切に対応を行ってまいりました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、GIGAスクール構想についてであります。生徒・児童、1人1台、コンピューターの早期実現を初め、学校教育におけるICT環境の整備が求められております。特に新型コロナウイルスの学習面等での対応としましては、国におけるGIGAスクール構想の早期の実現が急務であると認識しております。市といたしましては、厳しい財政状況の中ではありますが、東大和市の未来を支える児童・生徒のICT環境を整備し、全ての子供たちの学びを保証してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校における新しい生活様式に対する取組についてであります。国や東京都の方針等を踏まえ、児童・生徒の活動中に起こり得る感染のリスクをあらゆる観点から想定し、感染拡大防止対策を継続的に講じてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公共施設での新しい生活様式を取り入れた対策についてであります。新しい生活様式は国民に対し感染拡大を予防するために、感染症対策を日常生活に取り入れる行動変容を促す提案として、新型コロナウイルス感染症対策専門会議で示されたものであります。市では、この新しい生活様式の実践例で示されております一人一人の基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式などの各項目の内容を踏まえた基本的な感染症対策を市民の皆様へ周知を図るとともに、公共施設におきましてもそ

それぞれの施設で実施可能な対応を図ってまいります。

なお、公共施設の再開につきましては、東京都が作成した新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップのステップに沿って、順次、行っているところであります。主な公共施設としまして、地区会館、地区集会所及び老人福祉施設につきましては令和2年6月1日から、市民会館につきましては同年6月2日から利用人数や活動内容に制限を設定した上で、再開しているところであります。教育委員会が所管する施設につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、各図書館への書籍消毒機の設置についてであります。書籍消毒機は図書資料を紫外線により消毒する装置となりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての効果は限定的であり、また非常に高額な商品であることから、現状での設置につきましては困難であると考えております。今後、活用できる補助金等がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

次に、医師会や保健所と連携したPCR検査の実施についてであります。厚生労働省は令和2年4月15日付の事務連絡において、都道府県、保健所設置市、特別区が既存の帰国者、接触者、外来等の医療機関に加えて、都道府県医師会、郡・市・区医師会等に行政検査を集中的に実施する機関としての地域外来、検査センター、いわゆるPCR検査センターの運営委託を行うことができるとしております。市では現在、市内におけるPCR検査センターの設置運営について、東大和市医師会及び多摩立川保健所等、関係機関との検討の協議に加わり、情報の共有や調整を行っております。市民の皆様の生命と健康を守るため、今後も引き続き地域の状況に応じたPCR検査センターを市内に設置、運営していくための検討の協議に参加してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯に対する国民健康保険税、下水道使用料の減免及び猶予措置についてであります。国民健康保険税につきましては、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して3割以上減少することが見込まれるなど、一定の要件に該当した世帯を対象に、原則令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものにつきまして、全部または一部の減免を行う制度を創設いたします。下水道使用料につきましては、一時的に上下水道料金の支払いに困難を来している個人及び法人の利用者を対象に、申出をいただいた日から最長で4か月、水道料金と合わせ支払いの猶予を行っております。

次に、新型コロナウイルスにおける税制上の具体的な措置内容と、市税等における納税猶予の特例制度に関する迅速な情報提供についてであります。地方税法の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少がある事業者等に対しまして、令和3年度の固定資産税と都市計画税を減少幅に応じて軽減すること及び市税等の納税が困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例制度が設けられました。このほか感染症対策における税制上の措置につきましては、市公式ホームページや市報への掲載により、速やかに市民の皆様に情報提供しているところでありますが、引き続き納税通知書の送付時に必要な文書を同封するなどして周知に努めてまいります。

次に、新しい生活様式を取り入れた避難所運営についてであります。現在、避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人として収容人数を計算しておりますが、今後は人との間隔を2メートル確保することが求められます。現在こうした避難所の収容人数等の見直しやマスク、手指消毒剤、使い捨て手袋等の備蓄など、新しい生活様式の実践例を踏まえた避難所運営を検討しているところであります。また、食料、水などの備蓄、家屋の耐震化や家具の転倒防止対策、住み慣れた自宅での生活を続ける在宅避難などについて、市報及び市公式ホームページにて周知に努めてまいります。

次に、セーフティネット保証制度と小規模事業者経営改善資金の対応についてであります。セーフティ

ネット保証制度につきましては、新型コロナウイルスの影響により、認定申請件数が大幅に増加しており、令和2年2月はゼロ件であったのに対し、売上減少に伴う相談の増加とともに、認定申請件数は3月と4月の合計が150件、5月は中旬までで100件を超えております。市では認定事務の迅速な処理体制の整備を図るとともに、5月7日から7月31日まで、東京都の中小企業診断士の派遣支援事業を活用し、窓口における専門的な相談業務を実施しております。また、東大和市商工会が窓口となる小規模事業者経営改善資金につきましては、支援内容がより充実した日本政策金融公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付と特別利子補給制度の併用による実質的な無利子化融資の運用開始について、周知が図られているところであります。

次に、新型コロナウイルスへの新たな対策についてであります。市内事業者の皆様からは、国や東京都における様々な事業継続と雇用維持のための支援策の活用について御相談を受けており、またその手続に関する情報提供も行っているところであります。こうした中、市では引き続き新型コロナウイルスの推移を見据えた中で、国や東京都の動きを踏まえ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内飲食業者支援としての「#東大和エール飯」についてであります。新型コロナウイルスの影響により、深刻な経営状況が続く市内飲食業を、テイクアウトの力で応援する仕組みが市内民間事業者主導で開始されました。具体的には、ウェブサイトやSNSを活用して、飲食店と利用客の双方向からテイクアウト商品の魅力を伝える取組となりますが、日ごとにアクセス数が増加するなど、市内飲食店を応援するプロジェクトとして効果があるものと期待しております。一方で、ふだんからウェブサイトやSNSを活用されていない方々への広がりや課題であると認識をしております。

次に、プレミアム食事券の発行についてであります。市内におきましては飲食業はもとより、多業種にわたって新型コロナウイルスの感染拡大による影響が広がっていることから、東大和市商工会と連携をしながら、国や東京都の支援策を基本としながら研究してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児健診や予防接種についてであります。市では東大和市医師会と調整し、令和2年4月15日から集団での乳幼児健診のうち、3～4か月健診を個別健診に、その他の健診を令和2年9月30日までは中止、延期とすることを決定し、市報及び市公式ホームページで周知するほか、対象となる方へ個別にお知らせいたしました。令和2年10月1日以降につきましては、医師会と調整し、対応等を検討してまいります。乳幼児の定期予防接種につきましては、令和2年4月の予防接種実施報告数が前年度と比べ減少しておりますことから、定期予防接種の重要性を理解し、適切な時期に確実に接種していただけるよう、個別通知や市公式ホームページ等において、保護者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、妊産婦の通院に対する交通費の助成についてであります。東京都は令和2年度限定で、妊婦の方が感染防止のため、健診等の際のタクシー移動に使用できるプリペイド方式のタクシーチケット等を配布する区市町村への補助事業を実施しております。市内をはじめ隣接市には、現在プリペイド方式のタクシーチケットが利用できるタクシー会社はなく、また東京都全体でも少ないことから、妊婦の方へのプリペイド方式のタクシーチケット等の配布は、現時点においては難しいものと考えております。なお、東京都においても補助内容の拡充などを検討していると聞いておりますことから、情報収集に努めるとともに、他市の活用状況など研究してまいりたいと考えております。

次に、不安を抱える妊産婦の方や、子育て中の方への相談支援についてであります。市では随時の電話、メール相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が応じるほか、新生児訪問の対象となる妊婦の、産婦の方など、特に支援が必要な方に対し、助産師など看護師職が電話による育児の助言、指導などの相談支援

を行っております。また、希望する方へは、感染症対策を行った上で、短時間での面接や訪問等により相談支援を行っております。

次に、マスクや消毒剤等の支給状況についてであります。マスクにつきましては市場の供給が逼迫していた3月に、最優先すべき医療機関及び介護サービス施設や学童保育所、保育園、児童館等の施設に市の備蓄品及び東京都拠出分の不織布マスクを配布いたしました。5月下旬には、東京都から介護事業所用及び学童保育所、児童館用のマスクが再度拠出され、市を經由し追加配布いたしました。6月には、障害福祉サービス事業者用のマスクを同様に追加配布する予定となっております。また、全世帯を対象とした国の布製マスクは、日本郵便を通じて市内でも5月下旬に配布されております。小中学校におきましては、児童・生徒がマスクを忘れた際や、破損した際に対応できるよう、在庫マスクの活用及び必要枚数の調達を引き続き行ってまいります。一方、妊婦の方には、体調管理や、一層厳密な感染予防を図る観点から、国において一括購入した布製マスクが市を經由して配布されることとなっておりますが、一部に不良品が見られたため国へ返品し、改めて市へ配送される予定であります。

最近では、マスクが市場にも流通しはじめたことから、これまで配布できなかった事業者や、市職員の配布も行う予定であります。同様に、手指消毒剤につきましても調達が難航しております。介護や障害の事業所につきましては、国や東京都が手指消毒剤を配布するために事務を進めており、市は事業所の必要量を取りまとめるなど、積極的に協力しております。一方、市の公共施設におきましては、市が調達したものを臨時休校に伴う児童館、学童保育所等の開館施設を中心に配置しております。各公共施設への手指消毒剤の配布は、限られた数量となっておりますが、感染対策の基本であるハンドソープによる手洗い、ペーパータオルによる拭き取りを補完する意味でも効果がありますので、引き続き調達と配置に取り組んでまいります。机や設備等の消毒剤につきましては、次亜塩素酸ナトリウム、6%の薬剤を購入して各公共施設で希釈し、適宜使用しております。その他、市役所本庁舎では、来庁者の多い窓口、飛沫感染防止用のアクリル板を設置するなどの対策も合わせて行うなど、感染拡大防止に努めております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大時における介護事業の現状についてであります。国が緊急事態宣言を発令したことに伴い、東京都が自粛要請をいたしました。その対象には介護サービス事業は含まれておらず、事業の継続が求められております。このため、市内の介護事業所は原則として事業運営を継続しておりますが、密閉・密集・密接の3密を回避する措置や、マスクの着用、手洗いの励行などの感染防止策を講じた上で事業を運営しております。なお、利用者につきましては、大事を取って自主的に利用を控える方が一定程度おりましたが、最近では徐々に戻っていると聞いております。

次に、自粛により介護サービスを受けていない高齢者等の安否確認や健康維持のための取組についてであります。自粛により介護サービスを控えている方にも、ケアマネジャーや介護事業所から電話等による安否確認を行っております。また、健康維持のための取組につきましては、東大和元気ゆうゆう体操をユーチューブに掲載して、御自宅でも体操ができるようにしております。さらに、東京都健康長寿医療センターの「本日の8ミッション」や、東京大学高齢社会総合研究機構の「おうちえ」など、在宅生活を続ける高齢者の健康維持に有益な情報に、市公式ホームページから容易にアクセスできるよう対応しており、各研究機関との連携関係を生かした情報提供を行っているところであります。

次に、一定期間の廃棄物の無料収集についてであります。新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、国等の要請に基づき、市民の皆様の在宅時間が長くなっていることから、家庭からの廃棄物排出量が増加傾向

にあります。市民の皆様におかれましては、不要不急の外出自粛と合わせ、日々の買い物や食事について新しい生活様式の実践に御協力いただいていることから、廃棄物の排出に負担が増えているものと考えておりますが、廃棄物の無料収集につきましては、廃棄物排出量のさらなる増加を促すおそれがあるため、現状での実施は難しいところであります。

次に、感染拡大防止のための廃棄物排出マナーの向上等についてであります。日々排出される廃棄物の収集業務を円滑に行うためには、収集作業に従事する方の新型コロナウイルスへの感染の防止に努める必要があります。そのため、市民の皆様が排出する使い捨てマスク等の排出方法につきまして、国や東京都から情報をいただき、ごみ分別アプリなどを活用し、周知に努めたところであります。廃棄物の処理における感染拡大を防ぐため、引き続き排出マナーの向上に取り組んでまいります。

次に、廃棄物処理事業者への敬意についてであります。市民生活を維持する上で不可欠なサービスに従事している廃棄物処理事業者につきましては、新型コロナウイルスへの感染のリスクがある中、日々業務に従事しており、特に収集作業に従事する方への感謝については、マスコミなどでも取り上げられております。当市におきましても、数多くの感謝やお礼のお手紙をいただいておりますことから、現在、公式ホームページに掲載したところであります。また、今後につきましては、廃棄物広報紙「ごろすけだより」に収集作業に従事する方への感謝の気持ちを込めまして、内容を掲載してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス対策としての多様な支援策を、市民の皆様へ情報発信するための市報や市公式ホームページ、SNSの活用等についてであります。市では新型コロナウイルスの感染拡大により、生活や事業に影響を受けられた方に対する支援策につきまして、市公式ホームページを活用して随時情報の発信を行うとともに、公式ツイッターとフェイスブックを併用し、市公式ホームページの情報が更新されたことなどをお知らせしております。また、市報につきましては、紙面が限られていることなどから、支援策の概要を掲載した上で、スマートフォン等を介し、市公式ホームページに掲載した情報を閲覧できる仕組みを活用するなど、掲載方法を工夫しながら情報を発信しているところであります。また、市が行ってまいりました新型コロナウイルスに係る情報発信に対する市民の皆様への反応につきましては、関連記事の掲載や投稿によりまして、公式ツイッターのフォロワー数が、令和2年3月と4月との比較で約400人増加していることや、公式動画チャンネルに投稿しました外出自粛期間中に自宅で活用していただくための東大和元気ゆうゆう体操の動画が、約950回、再生されるなどの結果となっておりますことから、市としては一定の効果があったものと認識をしているところであります。

次に、市報で新型コロナウイルス対策の特集を組み、全戸配布することについてであります。市報におきましては新型コロナウイルス感染症に関する情報としまして、令和2年3月1日号、市報において感染予防対策や相談窓口の紹介などを行い、4月1日号、市報では市長メッセージの掲載、また5月15日号並びに6月1日号、市報では特別定額給付金の申請手続を紹介するなど、適宜、市民の皆様へ情報提供をしてまいりました。このような中、新型コロナウイルスの感染拡大により、生活や事業に影響を受けられた方に対する支援策につきましては、日々、拡充されており、内容や対象が多岐にわたりますことから、市報の紙面で全てを御紹介することは難しいものと認識しております。そこで、市報では引き続き必要に応じて、支援策の概要を掲載するとともに、市公式ホームページに掲載する情報の充実を図りながら、国や東京都のホームページの該当情報とリンクさせるなど、市民の皆様が必要な情報を得やすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。なお、市報を全戸配布することにつきましては、配布日数や多額の経費を要しますことから、継続的な研究課題

であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（真如昌美君） 学校教育についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために、市内の小中学校におきましては約3か月間にわたる臨時休業を実施いたしましたところであり。休業期間中における自宅学習につきましては、それまでの学習の定着を図るための課題や、教科書に基づく家庭学習の内容や方法などについて、教材を配布し、メールの配信や、学校のホームページへの掲載などを進めてまいりました。学習面でのサポートとしましては、文部科学省の子供の学び応援サイトや、東京都教育委員会の東京ベーシック・ドリル（電子版）などの活用を各家庭に紹介いたしました。また、5月にはオンライン学習のためのデジタル教材や、動画配信が行える環境を整備し、家庭学習で活用したところでもあります。生活面や心理面でのサポートについてであります。担任教諭が個々の児童・生徒の心のケアに努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや養護教諭等による支援を行いました。また、各学校が全家庭に個別の電話連絡を行い、児童・生徒の生活面や心理面の状況を把握するとともに、心理面や学習面などへのサポートも行いました。図書カードの配布についてであります。市といたしましては、これまで御説明してまいりました様々な対応や取組を優先的に取り組んできましたことから、図書カードの配布につきましては、現在のところ実施する予定はございません。

次に、GIGAスクール構想についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業の長期化に伴い、国におけるGIGAスクール構想が加速され、全ての児童・生徒の学びを保証できるICTを活用した学習環境の早急な整備が求められています。このことを踏まえ、第二次東大和市学校教育振興基本計画において、指標としている3クラスに1クラス分程度の端末整備を拡大、加速させ、1人1台の端末の整備を早急に実現することが必要であると考えております。また、1人1台の端末の使用に支障がないように、校内通信ネットワークの整備についても、合わせて実施していく必要があるものと考えております。臨時休業期間中に自宅でオンライン学習を行うための環境整備につきましては、デジタル教材の活用や動画配信のできる環境整備とともに、家庭におけるICT端末の活用が難しい児童・生徒に対して、学校にある端末を利用した学習支援を計画し、実施いたしました。

次に、外部人材の活用についてであります。今後配置を予定しているGIGAスクールサポーターを活用し、市としてのICT環境整備に関する詳細な制度設計を進めてまいります。また、ICT端末の導入時については、具体的な指導体制の在り方とも関連させながら、ICT支援員の配置等についても、今後研究を進めてまいります。

次に、学校における新しい生活様式に対する取組についてであります。学校再開後、当面の間は学年や学級を2つのグループに分けて分散登校を行いました。密閉・密集・密接の3つの密とならないように、配慮した教育活動を行ってまいります。学校に対しましては、例えば児童や生徒間の学習スペースを確保し、小まめ

な換気を行うとともに、多くの児童・生徒が手を触れる箇所を消毒すること。給食を提供する際には、児童・生徒が対面して食事を取らないよう配置を考えること。また、児童・生徒には、毎日、自宅で検温を行い、風邪の症状が見られるときには無理に登校せず、自宅で休養すること。マスクの着用や手洗い、うがいの実施をすること。せきエチケット等の徹底をすることなど、家庭と連携をした指導の徹底を今後も図ってまいります。

次に、教育委員会での所管する主な公共施設について御説明をいたします。初めに、郷土博物館についてですが、プラネタリウムを除く施設にあっては、5月28日からプラネタリウムにあっては、6月2日から順次再開させていただいたところであります。特にプラネタリウムは、密閉空間となる施設でありますので、隣に座る方との間隔を空けるために座席数を3分の1程度に減らし、また各階の入れ替え時には、肘かけや座席レバーを消毒し、ドーム内の空気を入れ替えるなど、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めているところであります。

次に、市民体育館につきましては、6月1日に再開したところでありますが、特にトレーニング室につきましては、他の自治体の民間施設において、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したという事例の報告もありましたので、細心の注意を払うべき施設であると認識し対応いたしました。具体的には、有酸素マシンについて、間隔を空けて運用することや小まめな清掃や消毒、飛沫感染防止のためのシートの設置など徹底し、感染防止対策を講じております。

次に、公民館につきましては、6月2日に再開したところでありますが、集団感染を防ぐための対応として、利用を制限する活動や各部屋への利用人数について上限を設定するなど、密集の防止、密接の防止に努めております。

最後に、図書館についてですが、5月28日から予約本の受渡しを開始し、本日、6月4日から書架への立入りを再開いたします。サービス内容によっては、利用を一部制限することもあります。その後は感染の状況等を確認しながら、順次、サービスの再開を進めてまいります。また、感染防止対策としましては、市民の皆様に入館時の手、指の消毒、マスクの着用、入場者数の制限のほか、当面の間は30分間程度での利用をお願いするとともに、職員にはマスクやフェイスシールドや手袋を着用させ、定期的に書架などの消毒を実施することで感染防止に努めてまいります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。100年に1度と言われる新型コロナウイルスの対応につきまして、東大和市がこの間、どのような業務をやっていたのかということが、詳細に分かる御答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

その上で、何点かだけ確認させていただきます。

まず、やはり一番心配なのは、3か月間に及ぶ休校措置が取られた学校での学習面への遅れかと思えます。夏休みの短縮等も伺っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

そして、市内産業への打撃も大きな課題だと思っております。この後、国でも家賃補助等を含む大きな補正予算が組まれますけれども、国や東京都の支援に準じて、当市でも対策を練っていかれると思えますが、やはり市としてさらに市内業者の皆様への応援の気持ちを伝えるような、プレミアム食事券、近隣市でも商品券等も行われてると思えますので、そういう応援の気持ちが伝わるような事業を、市独自で取り組んでいただければというふうに思います。

また、妊婦さんへのタクシー券につきましては、なかなかいろいろ難しいようではありますが、多摩市や調布

市ではP A S M Oを使った支援が行われるというふう聞いております。この辺も情報収集をしていただきまして、市民の皆様が今後も安心して生活ができますように何とぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 野 志乃夫 君

○議長（中間建二君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、コロナ対策の現状について。

市民からどのような声が寄せられており、市としてはどのように対処しているのか。

2として、医師会や医療関係者からどのような要望があるのか。また、実際に市民が感染したら、どの病院が対処するようになるのか。

2番目として、長引く自粛要請による弊害について。

①、保育園児や小中学生に対して、どのような対応をしているのか。

②として、飲食業者から、どのような声が寄せられているのか。また、倒産の実態などはあるのか。

3番目として、連日、新型コロナウイルスのことが大きく報道されて忘れがちとなっておりますけれども、毎年、インフルエンザウイルスで、コロナウイルスよりも、現状の新型コロナウイルスの問題よりもはるかに多い3,000人以上の死者が出ております。関連死を含むと1万人以上が毎年亡くなってる現状があります。また、撲滅できていたと思っていた結核に関しても毎年2,000人の死者が出ている現状があります。さらに自殺者も毎年3万人を超えていた現状から、ようやく2万人まで減らしてきた実態があるんですが、既にコロナ自粛の影響で自殺者も出始めております。今後はそうした点も踏まえた対応を、市として考えるべきではないかということでもあります。

以上、ここでの質問は終わりにして、自席で再質問に対していただきたいと思います。お願いします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様からの意見と市の対応についてであります。市民の皆様からは、市内で発生した新型コロナウイルス患者の行動履歴や、居住地域等、詳細の公表の要望などの御意見をいただいております。市では、東京都が都民の皆様の一層の注意喚起を図るため、令和2年4月1日から開始した区市町村別患者数の公表を踏まえ、市内の新型コロナウイルス患者数を市公式ホームページ等に掲載し、お知らせをしております。東京都は、感染が判明した方の年代や性別と詳細については、御本人、御家族の人権尊重、個人情報保護の配慮から公表しない方針としており、市への情報提供はありません。このことから、人権尊重、個人情報保護に配慮することは必要ではあります。他県などで公表されております患者の年代や性別等の公表を東京都に要望しております。

次に、東大和市医師会等からの要望及び感染した市民の方に対する医療機関についてであります。医師会、歯科医師会及び薬剤師会から、診療等に使用するマスクの提供についての要望をいただき、市では医師会、歯科医師会、薬剤師会に対しまして合計4,630枚のマスクを提供いたしました。新型コロナウイルスの感染が判

明した市民の方への対応につきましては、東京都多摩立川保健所が新型コロナウイルスの診療指定医療機関及び診療協力医療機関等と連携し、行うこととされております。なお、この医療機関につきましては、公表されておられません。

次に、自粛要請に伴う保育園児や小中学生への対応についてであります。保育園につきましては新型コロナウイルス対策として、国の緊急事態宣言が発令されました令和2年4月7日から、保護者の皆様に対し、登園の自粛をお願いしているところであります。自粛要請後の状況につきましては、約2割から3割程度の児童が登園をしております。小学生の対応のうち、学童保育所及びランドセル来館事業の利用児童につきましても、保育園と同様に通所の自粛をお願いしているところであります。自粛要請後の状況につきましては、約2割程度の児童が通所しております。いずれにしましても、登園、通所を必要とする児童に対しましては、適切に保育が提供できるよう対応してまいります。

小中学生に対する対応につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う東大和市立小中学校における臨時休業につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における要請を踏まえ、3月2日より実施いたしました。その後、国の緊急事態宣言及び東京都における緊急事態措置の要請実施に伴い、5月31日まで臨時休業を行ったところであります。この間、学校では長期にわたる休業に伴う児童・生徒の不安感等へのサポートや、自宅で過ごすことが困難な児童の居場所確保の取組などを行ってまいりました。また、保護者をはじめとする多くの市民の皆様からは、学校の取組などに御意見をいただき、それらにつきまして丁寧な対応に努めてきたところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、飲食業者の状況等についてであります。市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に合わせ、セーフティネット保証制度の認定申請が、業種を問わず大幅に増加していることから、市内経済全般で売上げ減少の厳しい状況下にあると認識しております。また、市内企業の倒産につきましては、東京都産業労働局の東京の企業倒産状況によりますと、令和2年3月に建設業1社の倒産が報告されております。

次に、他の感染症や自粛要請を踏まえた上での今後の対策についてであります。予防と治療に必要なワクチンや薬剤が、一般的に使用されている季節性インフルエンザや結核と大きく異なり、新型コロナウイルスは未知のウイルスによる新たな感染症でありますことから、今後、日本をはじめ世界各国で予防と治療に有効なワクチンや薬剤の開発及び実用化に向けた取組が行われていくことと考えております。市では、ワクチンや治療薬の開発状況など、情報の把握に努めるとともに、感染症予防対策の基本であります手洗い、うがい、せきエチケットに密接・密閉・密集のいわゆる3密防止を加えた対策などの新たな生活様式の実践について、市民の皆様へ周知を継続してまいります。さらに、対策に当たりましては、東大和市医師会、東京都多摩立川保健所等関係機関などと引き続き連携してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 長引く自粛の要請に伴う小中学生に対する対応についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために、市内小中学校におきましては約3か月間にわたる臨時休業を実施したところであります。この間、学校では全家庭への電話連絡を個別に行い、児童・生徒の生活面、心理面、学習面などの状況把握とサポートを行ってまいりました。また、不安を抱える児童・生徒等に対しましては、担任、スクールカウンセラー、養護教諭などによるカウンセリングを実施するなど対応に努めてまいりました。保護者や地域の方々からは、卒業式、入学式の開催や、学校の登校日における給食提供などについての不安の御意見

をいただきました。また、自宅学習の課題に関する内容や取組の方法、オンライン学習を導入することについての御意見など、様々なお声をいただいております。教育委員会といたしましては、今後もお一人お一人の御意見に真摯に向き合い、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 再質問させていただきます。

まず、市民からどのような声が寄せられてるということかということに関して、先ほどの市長さんの答弁からも、結局、東京都から感染者に関する情報が、やはり流れてきてないということのようです。これは本当に人数だけが出て、例えばどここの誰かとか、勝手なうわさが飛び交ってですね、私もよくいろいろな方に聞かれてね、もうどここの地区の誰なんだとかね、この辺にいるんだとか、その言ってるうわさが、さも真実かのように飛び交うことによって、余計皆さんが不安がると思いますかね、困る現状があります。これ、やはりおかしくないですかね。東京都が全部情報を独占してですね、一切流さないというのは。やはり市のほうが、少なくとも情報の管理はきちっとしとけばいいことであって、それを別段、個別、議会に流せとか言うつもりはありませんけれども、少なくともそういったことがないと、本当の対策はできないんじゃないのか、そのことを危惧しておりますけれども、市長としてはどういうお考えでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 感染者の情報につきましては、基本的な運営につきまして病院等々で、協力機関等も含めまして、PCR検査を受けた陽性者が出ますと、当然その情報は保健所が一元管理をするような形になっております。その辺のところ、その経過の状況ですとか、濃厚接触者等の状況などを保健所のほうで情報収集をしながら、感染拡大防止に努めているというふうになっております。それにつきまして、市のほうでも先ほど市長からも御答弁させていただきましたとおり、当市におきましては4月1日が初めての感染者が出たということで、その翌日には市民の方から100件に近い問合せ等もいただいて、保健センターのほうで対応させていただいたという状況ではございます。なかなか保健所のほうもですね、感染された陽性者の方との状況というか、情報共有といいますか、状況の把握につきまして、適切に状況把握をしたいというところから、なかなかその内容につきまして情報の提供ができないというふうなところは伺っております。当市といたしましても、これは担当部長会などにおきましても、東京都に対しましてももう少し詳しい情報をいただけないかということでお話はさせていただいておりますが、東京都におきましても、東京都全体におきます病院からの退院者ですとか、亡くなった方の全体の人数などの状況は、ホームページ等でも提供されておりますけれども、市町村別の内容につきましては陽性者の人数だけしか公表されておられません。東京都におきましても、そういったところなかなか苦慮しているところではございますけれども、現状ではそういう状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そうしますとね、ちょっと前から気になっているんですけども、死亡者というのも分からない状態なんですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 各市町村には、そういった情報の提供もございません。ですから、東京都全体の人数ということでは、ホームページ等では掲載はございますけれども、市町村別の情報、また市においてもそういった情報は来ていないという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

現状がそうであって、そうすると本当に市の対応というのは本当に難しい、逆に言うそうですね。いろんなこ

とでも、市民から問い合わせがあってもちゃんとした答えができないという、これはやっぱり東京都自身の大変大きな問題かと思います。ぜひともきちっと東京都には、やはり実際の現場は自治体なんですから、そこを信頼してそういった情報を流すように、やはり強く要請していただきたいと思います。

次に、あと先ほどの今回のこの感染に関して、立川保健所が管轄するということであって、そうするとですね、ちょっと私も前から気になっていたのは、もともと東大和市は東京都の医療圏とは異なって、東京都の示した二次医療圏でしたか——とは異なって、昭和病院に対しての多額の援助を行って、そこでのお付き合いをさせてきている。そうすると、昭和病院のほうからも様々な情報というのはない状態なんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的に保健所の管轄が違うということで、小平保健所のほうからの情報提供もございません。ただ、しかしながら昭和病院につきましては、発熱外来などを玄関の外側になりますけども、設置をいたしまして、市のほうへの情報提供、また市の医師会のほうにも情報提供がされておまして、東大和市医師会のほうの、要するに各病院の診療所の先生方のほうにも情報提供をされております。そういったことで、必要があれば昭和病院のほうの御紹介をしていただければ、発熱外来のほうでの診療をするという状況になっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

確かに昭和病院のほうですね、ホームページを見ても、まあ病院内での感染者が出たとか、その辺もきちっと情報は流しておりますし、私からちょっと言いたいのは、せっかく多額の支援をしておきながらね、そちらのほうは関係ないということであれば、何のためにお金を出してるのかということもありますからね、それはきちっと、こういうときこそ、もともと昭和病院もたしか結核でしたかね——のための病院として設置されて、本当に当時は昭和の初めのころですから、村としてお金がないときに無理矢理お金を供出して作った計画もありますし、そういった経過を考えるならば、やはりこういった感染症のときには、昭和病院の役割もあるのかなと思いますし、そういったときに関してはいろいろ情報提供ですね、いろいろ連携していただけたらとは思いますが。

次に、学校との対応は先ほどの最初の質問者でも答えがあったので了解はいたしますけども、やはり次に私自身もいろいろな方から、本当に飲食店のお客さんが減ってる、半減してる、激減してる。ましてや、お酒を出してるお店に関してはほとんど開けてない状況から、本当にもうやっていけないというかな、そういう話は伺ってますし、中にはこれはあくまでも自粛の要請であって強制ではないということから、表は開けてないけど、どうしても昔からの顧客に対してお店を開けてることもあるようです。私もちょっと最初、知りませんでしたけど、どうもそんな話も伺いました。

ただ、少なくとも私は、別にそれを駄目というつもりは全然なくて、今のこの体制でいったら本当潰れちゃう、もう明らかですから、そのためには、もう生き残るためには、どうしても自分の生活を守るためにやっても、私は仕方がないという考えでおりますから、それはしょうがない。ただ、そういったことで、一方で最近、自粛警察とか変な言葉がはやってますね、どこどこはやってる云々とか、だから取り締まれみたいな話も一方で出てます。その点だけちょっと気になってるんですけど、東大和でもそういった市民からの声というのは寄せられているのでしょうか。そういった何とかという話もあるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 市民の方々から、各事業所に対する自粛要請とか、そういった関係のお問い合わせということでございますけども、市長への手紙では、何件かあそこのお店がやってるんだとか、自粛要請を受

けてるのにやっていると、そういうお話は伺ったことはございます。私どもとしても、できる範囲でそのお店、現状把握する中で、お店の方々とお話をさせていただき、適切な対応を図ってきたということでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

そういう市としては対応せざるを得ないというときでもですね、やはり私の考えでいうと、そのお店だって生活するために必死になってやってくる。まして、あくまでも自粛と言いながら全額補償はないわけですから。一部の補償しか出さなくせにね、それ従えみたいな。本来おかしな話ですから、やはり私は市もそういった相談があったとしても、ぜひそういう業者の現状の本当に実態に合わせた対応をしていただきたいと思っております。

それで、今回の質問で私がどうしても訴えたいのがですね、先ほど最後の質問に関することですが、現状の新型コロナウイルスに関しては確かにまだワクチンがない、対応策がはっきりしてないということです。だから、こういう形をやっているんだということなんですけども、ただ冷静に考えてみたら、ここでも言ったとおりですね、通常のインフルエンザウイルスが、本当に約1,000万人近い方々が感染をして、毎年3,000人、関連死すると1万人も亡くなっている。ワクチンも予防接種、対応策もあったにもかかわらず、そういう死者が出て。そして、最近、特に私は結核のことが本当に気になってしょうがないんですけども、本当に今、毎年2,000人ぐらいの方が亡くなっている現状があります。なぜかそういったことがほとんど報道されない。政府も分かっているはずですよ。お医者さんとか関係者、みんな結核のことは分かっているわけですけども、なぜかそういうことは一言も触れずに、全てコロナウイルスだけが本問題で、大騒ぎをしてということですね。もう皆さん、私の周りの人からすると、本当にコロナウイルスだけが怖い病気で、ほかは何もないみたいな勘違いもされる。もうコロナウイルスがただけでも、もう手に触っただけでも死んでしまうぐらいの恐怖感を持ってしまっている現状があります。そうなってくるとですね、やはりこれは本来違うんじゃないかと思っております、私はですね。

この辺ですね、つまりワクチンも対処策もある感染症が、今のコロナウイルスの死者よりも多く死者を出している。こういう現状に関していえば、下手するとずっとこういう状態を、ずっとこれから生涯続けてやらなくなっちゃうのかなど。つまり、たとえ多くの死者が出てても、こういうワクチンが出ていれば、即、今の現状、こういう3密の対策だ、この議会もそうですけども、こういう対応策というのは、即なくすという、もうその時点で全部関係ないんだというかな、現状で言えば今までこれだけ結核がまた再発してはやっているにもかかわらず何もしてこない、3密とかいう言葉も出なかった。対応策も全然政府から出てこなかった現状、あることから考えれば、ワクチンとか出れば、即こういう対応はなくなるというふうな認識でいいのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今回の新型コロナウイルスに関しましては、市長からも御答弁がありましたとおり、予防薬ですとかワクチンが、基本的に現状ではなかなか特効薬というのが開発されて、当然それぞれの業界においては、それぞれ開発を急いでいるというふうにも聞いております。当然これが出たからといって、すぐに今の状況がどうなるかというところのものにつきましては、なかなか難しい判断になるかなというふうには思っております。当然そういった予防薬ですとかというものがあれば、その対応せざるを得ないという状況もございますし、特に季節性のインフルエンザにつきましては、特に冬の時期に大きくはやるという状況もございます。逆に言えば、春口になってくれば、この季節性インフルエンザなどにつきましては収束していくとい

うのが、この歴年の状況でございます。そういったところで、今回の新型コロナウイルスに関しましては、季節性についてもあまり影響がないというふうなところも言われてございますので、また国際的にも600万人を超える感染者、また死者数につきましても37万人を超えているという状況なども鑑みまして、国際的な状況等もありますことから、今お話のありましたワクチンなどが出たから、じゃこれがすぐに対応がなくなるのかというところにつきましては、大変難しい問題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時 6分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 今回のこのコロナに関して、本当に身近で見ている障害者の方たちも、本当に私から言わせれば過剰な報道で、本当に怖がっちゃって、ちょっと家から外へ出れなくなったとかという話も実際あります。

あと、このマスクですけども、ついせんだってもちよっとある方が、やっぱりマスク、長時間してて、ずっと仕事先、行ったら倒れちゃったと。やっぱり単純に熱中症ですよ。そういう事例も身近で見聞きました。ですから、このマスク、ある面してくださいという形で、それはそれで確かに一定の役割はあるかもしれないけども、本当にこれから暑い季節になると熱中症になったりとか、下手したら子供なんかかなり危ない状況になるんじゃないか。せんだって、テレビで見てたら、子供、お子さんも、あまり小さい子はマスクしないほうがいいと、かえって本当に体に良くないという話もありました。ちょっとこのマスクの使用に関して、何か市として対応策とか考えているんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） マスクの使用に関しましては、国などにおきましても、例えば小中学校の学校の体育の授業等につきまして、走ったりするようなどときにはマスクを外すですとか、そういった情報提供などもされております。そういったところで、これから特に夏場になってきますので、特に高齢者の方々の熱中症の予防ということで、当然その中には適切な水分補給ですとか、当然外で運動するようなどときには、周りに人がいないという3密を避けた上ですと、マスクを外すということも可能であろうというふうなところも言われておりますので、そういったところの情報を適切に市民の皆様へ情報提供してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ぜひ、いろいろちょっと小まめに、そういったことは言っていたほうがよろしいかと思えます。本当に全体の流れがそうなると、マスク、外しちゃいけないみたいなね、本当に勘違いして、一生懸命するのはいいんだけど、これから暑い季節、本当はたばた倒れる事態が想定されますので、そういったことの通知といいますかね、啓蒙も忘れずしていただきたいと思えます。

今回、私、このコロナに関しては、当然、市のほう、行政の側の皆さんも当然正確な情報がない、私も当然その意味では専門家でもないし、正確な情報はない。いろいろ流布している情報から見て、どう判断するしかないのが現状なのはもう確かです。だから、その点で行政のほうのいろいろ苦労されるのはよく分かります。ただ、ここをずっと見てくると、極めて特徴的だなと思ってるのは、亡くなってる方が圧倒的に高齢者、それ

も持病を持って方、逆に言うともう30歳以下の方で、亡くなってる方は1人、2人いますけども、ほとんど亡くなっていない。これ日本だけじゃなくて。ほかの国のですね、たしかイタリアだったかな、報告が出てたのを見ると、やはり同じ傾向ですよ。つまり、今回のコロナというのは、新型コロナに関しては高齢者ほど危ない、逆に若い人たちはほとんど感染しても気づかない程度の軽症で済んでいるということが1つあります。

それと、現状ですね、じゃ感染した人がどうなったかといったら、軽症の方は結局は対症策ですね、熱を下げたり、そのため解熱剤を飲んだりするぐらいで、結局はそれで終わってるわけですよ。それで、陰性反応が出たから、はい終わりですという形です。結局、重病の方はいろんなことでやってね、アビガンとかいう話もあるかもしれませんが、結局、大半の軽症の方は、いろいろ調べてみると、ほとんど医療的ななんかをされたわけじゃなくて、ただ自宅待機とか、そういった一部は確かにホテルの待機かもしれませんが、そういうところでいて、それで陰性反応が出たら、はい終わりですという現状が感染症なんですよ。そう考えていくと、本当に自粛、自粛でやっていくのが果たしていいのか。あと、感染性の専門家から言わせれば、最初に私もあるお医者さんから最初に言われたのは、等しくですね、これ正確に言うと約6割ですか、感染しちゃえばほとんど広がっていかない。そういう話で、そうやって人類は感染症に耐えてきたというかな、それを乗り越えてきた。つまり、共存してきたと。ウイルスと、何か撲滅するとかね、何か勘違いしているようですけど、撲滅できないわけですから、共存していくための方策を考えるべきではないかというのは、私も強く、そうだなと思っております。

ですから、今後の対応策についても、単にやたら自粛させてとか、いろいろなことで、何とか3密を避けるのは確かに分からないではないですが、でもそれをやり過ぎてですね、かえっていろんな飲食業が本当に駄目になっていく、潰れていく。恐らくもうどう考えても不況ですよ、1%不況、いわゆる失業率が1%上がるだけで、大体1,000人から2,000人の自殺者が出るという統計は、もう公然で語られてますし、実際そういう傾向がありますから、コロナの今回の死者を上回る自殺者がもう、今後出ると思います、間違いなく。経済的にも、本当がたがたな状態になっていますから。そのことを考えたら、やはり全体を見渡したですね、本当にそういう対応を考えないと、今回の問題は本当におかしなほうにいつてしまう、そのことを皆さんにどうしても訴えておきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。

一般質問を始める前に、このたびの新型コロナウイルス感染症で亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、図らずも感染され、治療されている皆様の1日も早い御回復をお祈り申し上げます。また、休みなく治療に当たられている医療関係者皆様の御尽力に、心より敬意を表するものであります。

では、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず1、事務執行及び事業遂行に対する新型コロナウイルス対処の影響について。

①市の現状と対応についてであります。

アとして、今年度、既に執行・遂行困難になっている事務・事業にはどのようなものがあるのでしょうか。その概要を伺います。

次に、イとして、執行・遂行困難になっている予算の内訳及び総額と、事務執行や事業遂行が中途に終わってしまった経費の総額はどのくらいか伺います。

次に、ウとして、現状、50%勤務である職員体制に無理は生じていないのでしょうか。また、残業や部・課をまたいだ勤務体制などに係る人件費の増加分や臨時職員に関する費用はどのくらいか伺います。

そして、エとして、報道によれば、都内47か所のうち多摩地域16カ所に東京都医師会が中心となって、PCR検査センターを設置する計画があるとのことですが、当市はどのように関わっていくのか伺います。

続きまして、②他自治体の対応についてであります。

アとして、当市と同様に、事務執行・事業遂行に支障が生じていると考えられますが、分かる範囲で現状を伺います。

次に、イとして、職員勤務体制はどうしているのか伺います。

そして、ウとして、PCR検査センターの設置に関し、分かる範囲で現状を伺います。

続きまして、③課題と今後の対応についてであります。

アとして、今年度、既に執行・遂行困難になっている事務・事業を来年度以降どうしていくお考えか、御所見を伺います。

次に、イとして、執行残の予算はどうなるのでしょうか。繰越明許費などの措置を取る予算の内訳と総額を伺います。

次に、ウとして、事務負担増に対する国や都からの経費負担は適時・適切とお考えか、御所見を伺います。

そして、エとして、来年度以降、解決していくべき課題は何かにつきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、今回は新型コロナ対応に資するべく、代表質問に準じていたすつもりはございません。したがって、市長の壇上での詳細な御答弁を求めるものであります。

よろしく願い申し上げます。

[2 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、事務執行等に対する新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。令和2年度、既に執行等が困難となっている事務事業につきましては、主に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事業や、2020年度特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会、うまかんべえ～祭などのイベント、検診車によります前期の集団がん検診、小学校における連合音楽鑑賞教室等の行事などです。

次に、執行等が困難になっている予算の内訳及び総額と事務執行等が中途に終わってしまった経費の総額についてであります。執行等が困難になっている事務事業としまして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に係る事業は約880万円、小中学校の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦事業は約1,200万円、うまかんべえ～祭は390万円などで、現時点での影響額の総額は、約5,700万円です。このうち事業を一部取りやめたものとして、前期の集団がん検診事業約1,720万円などで、総額で約1,980万円です。

次に、職員体制の状況と人件費についてであります。新型コロナウイルス緊急事態宣言期間においては、職員の感染リスクを減らし、行政サービスの継続性を維持するために、約50%の職員が勤務し、2班体制での交代勤務を導入しました。また、宣言解除後は約80%の職員勤務となるように、引き続き自宅勤務の実施を行っております。こうした職員体制では、業務に支障がある場合は、部を超えた応援や併任の取り扱いを図るなど、柔軟に対応してまいりました。なお、新型コロナウイルスへの対処を目的とした人件費の増加につきましては、現在のところ特別定額給付金の給付に関する事務に伴う経費などが発生しております。

次に、東京都医師会が中心となって設置するPCR検査センターへの当市の関わりについてであります。厚生労働省は令和2年4月15日付の事務連絡において、都道府県、保健所設置市、特別区が既存の帰国者、接触者外来等の医療機関に加えて、都道府県医師会、郡市区医師会等に行政検査を集中的に実施する機関としての地域外来検査センター、いわゆるPCR検査センターの運営委託を行うことができるとしております。市では現在、市内におけるPCR検査センターの設置運営について、東大和市医師会及び多摩立川保健所等、関係機関との検討の協議に加わり、情報の共有や調整を行っております。市民の皆様の生命と健康を守るため、今後も引き続き地域の状況に応じたPCR検査センターを市内に設置運営していくための検討の協議に参加してまいります。

次に、他自治体における対応についてであります。近隣市におきましても本市と同様に事務執行等に支障が生じているとのことでもあります。例えば市主催のイベントの中止、公共施設等の貸出し中止、乳幼児健診や歯科健診等の中止、小中学校の大規模改修工事について、資材の輸入ができないことによる工事の見送りなどの情報があります。

次に、他自治体の職員勤務体制についてであります。職員体制につきましては、新型コロナウイルス緊急事態宣言期間においては、おおむね本市と同様に50%程度の職員が勤務する体制を導入しました。

次に、他の自治体のPCR検査センターの設置についてであります。八王子市、青梅市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、日野市、福生市、東久留米市、多摩市などにおいて、市内にPCR外来、またはPCR検査センターが設置されております。

次に、執行等が困難になっている事務事業についての令和3年度以降の取組についてであります。例えば東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事業につきましては、開催時期が1年間延期されることとなりましたので、これを踏まえまして令和3年度も予算措置をする必要があるものと考えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新しい生活様式の実践が求められております。また、新型コロナウイルスの影響が令和3年度以降の歳入への影響として見込まれるところであります。令和3年度以降につきましては、これらの生活様式の変容や歳入の見込みを踏まえた事務事業の見直しが必要になるものと考えております。

次に、執行残の予算についてであります。執行等が困難となっている事務事業の予算につきましては、現在のところ不用額となる予定ですので、今後の補正予算により減額するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。令和3年度に実施する事務事業につきましては、改めて内容を精査し、令和3年度予算により予算措置をしたいと考えております。

次に、事務負担増に対する国や東京都からの経費負担についてであります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金を給付することとなりましたが、その事務負担に係る経費は国から10分の10の補助が見込まれております。そのほか新型コロナウイルス対策のた

めに、マスクや手指消毒剤等の消耗品の購入、GIGAスクール事業の実施に伴う児童・生徒への端末の導入、住居確保給付金の給付対象者の拡大、認証保育所の臨時休園に対する支援事業補助、指定管理者への保証、学校給食の提供、停止に伴う保証などの負担が発生しております。国からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、東京都からは市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金が交付されておりますが、GIGAスクール事業など、国や東京都の交付金等を活用してもなお、市の負担が生じることが見込まれております。今後予定されております国の令和2年度第2次補正予算を踏まえるなど、必要な財政支援につきましては要望してまいりたいと考えております。

次に、令和3年度以降、解決していくべき課題についてであります。財政の面では今般の感染拡大の影響により、令和3年度には市税や都税連動交付金等の歳入の減額が見込まれているところであります。この歳入の減額など、今後見込まれる厳しい財政状況に対応するためには、引き続き歳入の確保や歳出の縮減に努めるとともに、実施計画における主要事業の執行停止、歳入の減額に合わせ必要に応じた事業の縮小、休止、廃止、公共施設等の適正配置と総量の縮減、経常的経費の縮減などについて検討しなければならないものと考えております。職員の勤務体制の面では、状況に応じた柔軟な交代勤務、全庁を挙げた応援体制の確立が課題であると考えております。健康の面では、新型コロナウイルスなど新たな感染症を含めた新型インフルエンザ等対策としまして、防護服やサージカルマスクなどの衛生物品の十分な量の備蓄が必要であると考えております。また、現在、新型コロナウイルスの予防と治療に有効なワクチンや薬剤の開発及び実用化に向けた状況など、情報の把握に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策では、市町村が住民の予防接種を行うこととされておりますことから、予防接種を実施する場合には、東大和市医師会、東京都多摩立川保健所等の関係機関などと連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（大后治雄君） 市長、詳細な御答弁、どうもありがとうございました。

基礎自治体といたしましては、この間、国や東京都の方針に翻弄され、大変な御苦勞があったものと承知をいたしております。こうした中、大人はもとより、特に小中学校の児童・生徒、また保育に係る子供たちには大きな負荷がかかっており、今後の成長に悪い影響が及ばないように丁寧なケアを望みます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関係する諸事業、諸経費、またうまかんべえ〜祭など、当市が積極的に関わっている行事や集団がん検診等の市民の生命と健康を守るための事業など、執行できなかったものも数多く、行政当局のみならず、市民生活に大きな影響を及ぼしております。PCR検査センターに関しましては、PCR検査そもそもの正確性、精度に疑問はあるものの、代替されるべき目ぼしい検査方法がない以上、進めていかざるを得ない状況であると考えます。全世界規模で経済の落ち込みが予想される中、来年度以降の税収も悪影響を受けるのは間違いなく、それに伴う歳入の減に対応するため、今までより厳格、厳密な事務、事業の見直しや思い切った公共施設等の統廃合の検討も、持続可能な市政運営に必要なことは明白であり、早急に優先して取り組むべきであります。私ども興市会といたしましても、協力することは無論やぶさかではございません。

さて、今回の新型コロナ感染症は、既存のインフルエンザなどと異なり、明確なワクチンや治療法が確立されておられません。それゆえ、こうした既存のワクチンや治療法などが確立されている感染症とは異なる対処が必要であることは自明であり、多くの国が対処に腐心し、今なお苦しんでいるのであります。

先ほど集団免疫確保の議論がありましたが、我が国におきましても、現状では感染のスピードを下げて医療崩壊を防ぐ方法が取られているものと理解をいたしております。また、先頃、解除されましたが、緊急事態宣言が4月7日に発出されたことは理解できることであり、総理大臣が2月27日に全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、次週の3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請したことに端を発する本市、そして本市議会の一連の対処も妥当なものであったと考えます。特にこれまでの間、職員定数の削減を余儀なくされつつも、50%の職員体制で市民生活維持のため、事務事業を遂行されてきた本市の職員の皆様には、敬意を表するとともに、感謝申し上げるものであります。今後も市長をはじめ理事者の皆様、そして市職員の皆様の御尽力を切にお願い申し上げます。

なお、今回の一般質問に当たりましては、同会派の二宮由子議員と協力して作成し、会派を代表して行ったものと同様であることを付言いたしまして、今回の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時37分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、3月2日から市立小中学校が全て休業となり、それに伴い3月から学童保育所は朝8時から夕方19時まで13時間開所が続きました。そのような中、4月1日からは学童保育所運営業務が民間委託されました。世の中全体が不安な状況の中、指導員の先生方が大幅に変わったことで、子供たちはもちろんのこと、保護者の方々にも一層の負担をかけてしまったのではないかと考えます。緊急事態宣言発令の後には、学童保育所の利用自粛を呼びかけたり、午前中は学校での預かりも実施され、少し落ちついた対応になったと見受けられました。しかし、これは学童保育所に限りませんが、感染のおそれがある中、狭い敷地で距離を取ることも難しい中、本当によく対応していただきました。また、完全に閉所している自治体もある中、開所し続けていただいたことは、働かなくてはならない保護者の方々にとってどんなに心強かったかと思います。そして、6月からは再び1日開所となりました。新型コロナウイルスは、全く想定しなかった事態ではありますが、同じ状況でも指導員の体制が昨年までのようだったとしたら、過度な負担を避けられたのではないかと考えます。その要因は、新型コロナウイルスにあるのではなく、民間委託にあり、職員体制が維持されていないと感じています。委託について、市が考えていた保育の質が確保されているのか伺います。

1、学童保育所について。

①運営業務の委託について。

ア、保育の質はどのように確保されているのか。

イ、特に職員体制についての課題と取組について。

また、学童保育所で利用する消耗品やおやつなどは、これまで基本的には市内業者から各学童保育所で購入していたと思いますが、民間委託になって調達先はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

次に、感染症を含む災害時の対応について伺います。

災害はいつ起こるか分かりません。現在のようにウイルス性、あるいはまた細菌性など、感染するおそれがある病気がはやっているときに、災害が起こる可能性もあります。この夏にも、豪雨対策で土砂災害が起きる可能性もあり、避難を呼びかけていくことが出てくるかもしれません。東日本大震災のときの避難所では、インフルエンザが流行したところもあったそうです。対策は今のうちから準備する必要があります。

そこで、①避難所運営に関する感染拡大防止対策について伺います。

ア、避難所での感染拡大防止のための対策についての現状は。

イ、避難者の体調チェックや分散型避難などについて。

また、東大和市地域防災計画を改定したところですが、その中に市及び防災機関の役割が明記されています。しかし、職員の人数よりも多い会計年度任用職員の災害時にどのような行動が取れるのでしょうか。大きな災害になれば市職員の果たす役割は大きく、会計年度任用職員の応援も必要になってくると考えます。

そこで、②災害時等の職員体制についてお尋ねします。

ア、会計年度任用職員の対応について。また、市が委託している施設、民間委託先の職員の災害時の対応についても伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、学童保育所の運営業務委託についてであります。市では第5次行政改革大綱及び行政改革大綱推進計画に基づき、令和2年4月から公設の学童保育所11か所の運営業務を民間事業者に委託いたしました。委託により、学習支援や長期休業中の昼食の提供、多様な体験活動等の新しいサービスや、スケールメリットを生かした研修等の充実など、民間事業者ならではの独自性と創意工夫によるサービスの提供を通じて、保育の質の確保及び向上が図られるものと考えております。職員体制につきましては、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく人員配置により、運営委託をしております。課題及び取組としましては、運営業務の委託の時期と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期が重複しましたため、児童の密閉・密集・密接の回避や職員の労働環境の改善等の対策に注力せざるを得ない状況でありましたが、受託事業者等との緊密な連携と情報共有体制の徹底により、児童と職員の感染拡大防止を図り、適切な保育サービスの提供に取り組んできたところであります。

次に、消耗品やおやつなどの物品購入についてであります。東大和市立学童保育所運営委託仕様書に基づき、受託事業者の責任において発注、購入を行っております。受託事業者におきましては、新型コロナウイルス対策等の観点から、発注にインターネット上のサイトを活用するなど、購入方法を工夫し、安全性に十分配慮した取組を行っているとのこととあります。

次に、避難所での感染拡大防止のための対策についてであります。現在、避難所に受け入れられる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人として収容人数を計算しておりますが、今後は人との間隔を

2メートル確保することが求められます。現在、こうした避難所の収容人数等の見直しや、マスク、手指消毒剤、使い捨て手袋などの備蓄など、新しい生活様式の実践例を踏まえた避難所運営を検討しているところがあります。また、食料、水などの備蓄、家屋の耐震化や家具の転倒防止対策、住み慣れた自宅での生活を続ける在宅避難などについて、市報及び市公式ホームページにて周知に努めてまいります。

次に、避難者の体調チェックや分散型避難などについてであります。避難所での受付時に発熱などの症状を確認することや、避難所内でフロアを分けるゾーニングの実施など、被災者の受入れ手順や対応要領を現在検討中であります。分散型避難につきましては、災害に応じて在宅避難や親戚や友人宅への避難などを呼びかけるとともに、今後、避難所の増設についても検討してまいります。

次に、災害時の会計年度任用職員の対応についてであります。令和2年3月に修正しました地域防災計画では、災害対策本部は正規職員による職員体制を前提としております。会計年度任用職員の災害時の体制については、今後検討してまいります。

次に、民間委託先の職員の対応についてであります。指定管理業務では市民会館における災害ボランティアセンターの開設及び運営への協力、市民体育館における避難所の開設及び運営への協力を協定で定めております。また、主な民間委託では、学校給食調理配膳業務委託において、災害発生時の炊き出し等への協力、市民部窓口業務等委託において危機管理の条項など契約で定めております。協定や契約に基づく具体的な対応につきましては、必要に応じて協議してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、少し再質問させていただきます。

学童保育所の運營業務委託については、3月の予算特別委員会の中でも質疑をしたり、また私のほうで要望書なども出させていただいて、改善していただいた点もありますし、まだちょっと納得がいかないところもございます。今回は時間も限られてますので、様々お聞きしたいところもあるんですが、論点を絞っていきたいと思います。

6月から1日開所となりまして、職員体制について、私はすぐにでも対策をしなければ、本当に事故も起こりかねない状態なのではないかというふうに危惧しております。保育の質が確保されているのかということが、一番大切なことと思います。先ほどサービスの提供で、いろいろ民間の工夫があるというようなことも御答弁いただきましたけれども、やはり日々の毎日の保育のことが一番大切だと思います。それで、中でも民間委託になりまして、その前の引継ぎや研修、そして職員の配置について、私はこの3点について今回お伺いしたいと思います。

基本的には、学童保育所運営委託仕様書に基づいて事業が行われていると考えますけれども、まず引継ぎについては、仕様書で各学童保育所当たり30時間程度確保するとありました。3月の実際の引継ぎ時間はどのような様子でしたでしょうか。子供たちとの顔合わせなども行われたのでしょうか。また、事前の職員の研修は、どのような研修が行われたのでしょうか。聞くところによると、ほとんど研修もされずに4月からの勤務だったというふうに聞いておりますけれども、実際どのような引継ぎと研修が行われたのかお伺いします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 学童保育所の民間委託に当たりまして、3月のまず引継ぎについてでございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響がございまして、当初は事業者のほうも対面により引継ぎ等も行

いながらですね、研修等も行うということでございましたが、まず業務引継ぎにつきましては、業務責任者により、それぞれのところで、時間で行いました。各施設で30時間から50時間程度、引継ぎ及び打ち合わせなどを行っております。

研修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、対面での研修をなるべく避けたということでございますので、研修につきましては入社前研修ということで、時間を短くして3回に分けて、3月の下旬に入社前研修を行っているということでございます。その後、4月に入りまして、民間事業者の責任者のほうが施設を巡回して、スーパーバイズをして研修などを行って、各施設で行っていると。それから、4月の下旬には、各学童保育所のリーダーとなる者に対する研修なども行っております。また、5月にも施設のほうに巡回の研修をしたり、リーダー向けの研修も5月にも行われてるということでございます。3月につきましては、やはり小学校の臨時休業ということで、非常に忙しい中でございましたので、いわゆる3月までの市の嘱託員の者が、引き続き委託先の事業者のほうに採用された者が、そのまま運営して、今現状いるわけでございますけれども、4月以降の入社した入社前研修に参加できなかった職員などについては、業務責任者がOJTと施設内の巡回研修で対応したということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 非常にコロナのことで大変な状況の中、また体制が変わる、またそれが子供たちも年度末、新しい学年ということで、本当に非常に混乱した中での対応だったと思えますけれども、その後の研修などもされているということで、そのことは理解をさせていただきました。また、引き続き必要な研修なども、事態が落ちついていけばまた行われるのではないかと期待しております。

次に、今お話の中に出てきました業務責任者という方が1名以上、この東大和に配置されるということなんですが、この方、聞くところによりますと東大和市だけではなくて、ほかの市での担当もされていて、私は専任で東大和にいらっしゃると思ったんですが、ほかの市と兼任で対応してるというようなことをちょっと聞いていたのですが、そのことが、そういうことなのかどうかということと、兼任でも十分な対応を取っていただいているのかということをお伺いします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 業務責任者につきましては、今議員がおっしゃるとおりですね、当市の担当以外にも、他市の事業所も担当してるということでございますが、常に私どもと連携を取り合いまして、連絡をすればすぐに来ていただいたりとか、それから定期的に各委託先の現在の各学童保育所のほうを回ってもらっているというような状況でございますので、また本社のほうにも対応する職員がおりますので、そちらのほうにも連絡を取り合ったりということで、緊密に連絡を取り合わせていただいて、今対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長(中間建二君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番(実川圭子君) 先ほどは学童保育の運営委託に関しまして、質の確保という点から人材の引継ぎ、それから研修についてお伺いしました。もう一点、職員の配置について、この後、お伺いします。

これまで市が、昨年までは市が直営で行っていた学童保育の運営なのですが、指導員が各学童保育所に2名から3名配置され、またそれを補助する臨時職員の方などが配置されていたと思います。今回、この民間委託になりまして、そのことがどうなったのかということをお伺いしたいんですが、配置状況などですね。3月の予算特別委員会で、このことについて各クラブ設置基準条例があるので、放課後児童支援員2名以上と補助員がつくという答弁がございました。このことと、ちょっと分からないのですが、仕様書を見ると、仕様書に職員という記述がありまして、この職員というのが、この放課後児童支援員の資格を持つ、昨年までで言えば嘱託員の指導員のような立場の方を指しているのか、それとも民間委託となってパートやアルバイトの方が多く配置されてるというふうにするのでしょうか、そのパートやアルバイトの方も職員と数えているのか、その仕様書で言ってる職員という定義といえますか、ちょっとそのことと、その配置についてお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 4月以降の学童保育所の職員の配置の状況でございますけれども、まず市の東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、放課後児童支援員の数につきましては、1支援の単位ごとに2人以上とするということで、これは20人の場合に1人ということになっておりますので、当市においては1支援の単位に2人以上置くとなっております。そのうちの1人については、補助員をもってこれにかえることができるということで条例上の規定はなっております。

今回の民間委託に当たりましての仕様の中での職員の配置につきましては、在籍児童が41人を超える支援の単位については、おおむね児童20人につき職員1人を配置するとしておりまして、この職員につきましては放課後児童支援員と補助員というようなことを想定して、職員というように言っているものでございます。また、パートやアルバイトにつきましても、放課後児童支援員の資格がある者については、この基準、当市におけます条例に照らして適切な配置となると考えております。また、受託事業者からは、パート雇用というような形態を御本人の希望で取ったとしても、責任者として採用する場合もあり、その場合には管理職手当をつけるということとなっておりますので、民間事業者の採用の形態での位置づけと、当市におきます今までの嘱託員や臨時職員というものの位置づけとはちょっと異なりますので、そのパートかアルバイトとかというところでのこの職員、仕様書での職員というようなことは、そこまでは想定はしていないというものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今の御説明でよく分かりましたけれども、これまでも予算特別委員会の中でも、今まで指導員として働いていた方が、各クラブ1人ずつは残るといったような話がありました。今まではその指導員の方が、例えば長期休みのような13時間の開所のときには、交代ができるように、毎日働いては大変ですので、交代制で誰かが、必ずその指導員の方がいたというふうになっているのですが、今のお話ですとこういった交代のときにも、パートやアルバイトの方だけの時間帯があっても、そのパートの方も管理の責任を持っているということで、そういう時間帯があっても特に問題はないというか、そういうような認識でいいのかどうかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 受託事業者には、この条例に基づいて、当市では仕様を定めておりますので、それに沿って適切に人員配置をするようにということで、その履行を確認をしておりますので、今議員がおっしゃったように、そういった休憩とか、休憩や当日急遽欠席するといった場合には、そのような形で職員の、いわゆるパートとかアルバイトといった職員が対応する時間帯等もあるということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ちょっとそのようなところが、これまでのやり方というのに慣れていると分かりづらく、パートやアルバイトの方だけの時間帯があって、不安に思っている保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういったときには丁寧に説明をして、何よりも子供たちに事故や何かがないように、ぜひ影響がないようにお願いしたいと思います。私は、やはりこれまでのように、ある程度責任を持つ、民間の株式会社になりましたから、社員といますか、契約社員といますか、そういった方が必ず1か所に1人はどの時間帯にもいるというような体制がいいというか、これまでの質と同等というふうに考えていたのですけれども、今の御答弁ですと、パートやアルバイトでもそういった方の管理責任を認めているということですので、ぜひ質が低下したということにならないように、今後も対応、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、障害のあるお子さん、2人に対して1人の職員の加配を行うというふうになって、仕様書にはなっていると思いますが、こちらで言う職員というの、特に資格の要件などはなく、パートさんでもアルバイトでも職員は職員1人というふうに数えるのかお伺ひします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) はい、そのような御理解で結構でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 特に配慮が必要なお子さんが、学童のほうでも増えているというような話も聞いていて、対応に苦慮しているというの、昨年度までにも、私も職員の方に聞いたりもしているのですけれども、そういった対応、やはり特別な技術といますか、対応の仕方があると思いますので、午前中に聞きました研修なども通して、ぜひ技術を高めて事故などのないようしっかりと対応していただきたいと思います。事業所には、利用者の子供たちや保護者の方、また働く職員の方からも、ここに委託して良かったねというような評価をもらえるように期待をしておりますので、よろしく御指導のほうお願ひします。

続きまして、次の消耗品やおやつなどの物品の調達についてなんです、こちらでは市内業者を優先して調達したらどうかということをお伺ひしたかったのですけれども、市長の御答弁で、今感染を防ぐためにインターネットで注文しているという御答弁でした。つまり、これはコロナでなければ市内業者から調達するということになっているのか、事業所とはどのようなことの話になっているのかお伺ひします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 市内事業者の活用につきましては、受託事業者に対して口頭でお願ひをして、1月から契約をしてくるところでございますけれども、実際に引継ぎの契約をさせていただいて、引継業務の中などでもそういったことをお伝えさせていただいております。市内業者からの調達につきましては、本来であればおやつなどの物品をそういったところで調達をするということで、市内事業者、受託事業者も考えていたということでございますが、今般のこの新型コロナウイルスの関係で、やはり職員自身が外部に買い物に行ったりすることでの感染リスクといったものを防ぐために、インターネット等を活用した購入、国のほうからも新しい生活様式の中で、そのような形で物品を購入したりするようというふうなことも言われておりますことから、事業者のほうはそのような形で今進めているということで聞いております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) コロナのことで、市内業者も苦しい経営を強いられているところもあると思います。一月、1人1,500円のおやつ代ということで、約700人としても100万円ほどの金額になりますので、大きな額だと思いますけれども、こういったことも、ぜひもう少し協議をしていただけたらなと思います。一番いいのは、インターネットで市内の業者のものが買えるというふうになっていけばいいのかなとも思うのですけれども、引き続きこちらのほうは御検討いただきたいと思います。

今回いろいろお聞かせいただきましたけれども、運営を委託したから民間のやり方というのもあるかと思えますけれども、日々の保育が適正に行われているかは、やはり市のほうにも責任がありますので、質が落ちたと言われぬように、また何よりも子供たちが安心して過ごせる場となるように、引き続き御指導のほうよろしくをお願いします。

それでは、次の2番の感染症を含む災害時等の対応についてに移ります。

壇上でも申し上げましたけれども、こういったソーシャルディスタンス、距離を取るような行動の様式の中で、災害が起きた場合に、やはり避難所の運営をどうしていくのかというのが大きな課題になるかと思えます。御答弁でも、市長答弁でもいろいろ検討中だというようなお話があったと思えますけれども、避難所については入り口を分けたりとか、避難スペースを分けたり、分けて誘導したりというような工夫をして、シミュレーションしているような自治体もニュースでこの間、見たんですが、当市ではどのように検討しているのか、少しお伺いしたいのと、そのことについてはいつまでも検討というわけにもいかないと思えますので、いつごろまでに結論、結論というか、ある程度の一定のものをつくってどのように公表していくのか、お伺いします。

○総務部長（阿部晴彦君） 新型コロナウイルスとどうやって付き合っていくかということの中での避難所の運営ということになりますので、これまでの運営の仕方とは考え方を大きく変えないといけないと認識しております。その中で、現在、考えているイメージとしましては、避難所の数を増やすというのは理想ではありますけれども、現実問題なかなか難しいところがございますので、避難所の入り口のところで、まずは健康な方なのか、あるいは感染のリスクがあるような、例えば発熱等、せき等ですね——ある方なのかをそこで区分させていただいて、そして案内する場所もゾーニングということで、たとえ同じ避難所であってもフロアを変えるとか、動線が重ならないようにしていくというのが一つのイメージでございます。ただその際には、答弁にもありましたように、様々な消耗品といいますか、備品でゾーニングをするときの手立てとして、例えば非接触型の体温計を用意するとか、また人員体制としても、これまでの人数での対応よりは、もう少し多くなると考えられますので、そのような人、物等の資源をどのように効率よく配分して、コロナウイルス禍のもとでの避難所が適切に運営できるかというものを、今検討しています。イメージとしては、そのような形でございます。

また、いつごろまでかということですが、これは大地震もさることながら、目前に迫っておりますのは、やはり水防でございまして、その水防の水の出水期までには一定の結論を出しながら、また様々な専門的な知見ですとか情報収集して、よりよい形のものに進化し続けるというようなことで、走りながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 昨年も台風の時期に避難所を開設したという経緯もありますので、やはり今年、雨の時期になって慌てないように、本当にそちらのほうは早急に検討していく必要があるのかなと思えますけれども、先ほど部長もおっしゃっていましたが、避難所を増やすということもなかなか難しい中で、工夫をしていくということと、やはりあとは在宅避難といいますか、豪雨のときにも垂直避難というような話もあったと思えますけれども、家庭内でどのような避難行動が取れるのか、それぞれの避難行動というのは、去年もその豪雨災害のとき、台風の避難勧告でしたっけ、放送が流れたときに、自分が本当に避難しなくちゃならないのかというので、それを聞いて慌ててどうしたらいいのか困ったという方が多くいらっしゃったと思えますけれども、災害が起きたときに自分がどういう避難行動をするのかということ、日ごろから考えていく必要が本

当にあるのかなというふうに思います。本当に避難所に行くことがいいのか、自宅で避難、在宅避難をするには何が必要なのかということ、やはり市民も一緒になって考える場が必要のかなというふうに思います。

今、コロナのことで、新しい生活様式ということがしきりに言われていますので、やはり市民の方にももう一つ防災についても、防災というか、災害が起きたときについてもどういう行動をすればいいのかということ、この機会を捉えてしっかりと周知をしていくのがいいのかなというふうに思いますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の会計年度任用職員の対応についてというところなんです、大きな災害があった場合に、今部長も人員も増やさないというようなこともおっしゃいましたけれども、やはり大きな災害があったときに、職員の方は非常に頼りにされて、またふだんよりもいろんな対応をすることが必要になってくると思いますが、人手が足りなくなるという中で、会計年度任用職員の方にも応援いただく必要が、私はあるのではないかなと思うんですけども、そのあたりどのように検討しているのかお伺ひしたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 令和2年度より、旧嘱託員、臨時職員の方が、身分が変わりまして、法に基づいて会計年度任用職員となりました。先ほどの市長の答弁にもありましたように、この令和2年の3月に修正をいたしました東大和市の地域防災計画におきましては、こちらの体制という中で、例えば震度5弱以上の地震があった場合に、管理職あるいは震度5強の地震があった場合には係長職以上も自動参集、そういうことが体制ということでは、計画上うたわれております。

また、一方で現実問題として、東日本大震災のときもそうございましたけれども、業務が発災時から時間の経過とともに、24時間以内に何をなすべきか、あるいは3日以内に何をなすべきかというような形で、BCPも定めております。事業の継続計画。その中では、通常の業務の中でも、数の割合でいいますと業務の中の1割程度、七、八十の業務については、優先すべき業務というふうに位置づけられております。この業務について見てみますと、大半は正規職員が配属されているというふうには認識はしておりますけれども、その中の一つ一つを見ていきますと、専門的な見地や補助的な仕事ということで、今でいう会計年度任用職員の方のお力を借りてる場面も多々あると、そういうふうな認識を持っておりますので、今申し上げた事業の継続計画が平成25年のときに改正したのが最終でございまして、今まさにマニュアルとともに見直しの時期となっておりますので、そういう大きな見直しの中で実態に合った、また新しい会計年度任用職員という、これまでとまた違って、服務関係も法定されてははっきりしたものがございまして、整理していく時期かなとは思っております。そういう面での今検討事項と考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、今現在も職員体制を減らしてというような形で仕事をされている中で、例えば職員の方でも必要などころには併任ですか、部を超えての配置なども今してるようなんですが、この会計年度任用職員に関して、そういったことが今されてるのか。それと、あとそういうことが可能なのかということも、あわせて教えてください。

○総務部長（阿部晴彦君） 現在の状況でございますけれども、併任辞令を発しているケースといたしましては、給付金の関係、こちら今、2種類、動いておりますけれども、そちらについては併任を出しております。いずれも併任の対象となる方というのは、以前その業務に従事していた、あるいは専門的な業務の中で、例えば給付金に関して、総務でいえば情報管理ですとか文書、あるいは契約の面でいろいろと精通してる部分をすぐに生かして、事業の円滑な推進に役立てるということでございまして、併任の対象はそのような正規職員という

ことで考えております。実際に業務で、今併任、出している方はそのような形になっております。ただ、例えば給付金事業で封筒にメッセージを外封筒につける、そういうたくさんの手があるような作業に関しては協力していただいたりとか、そういう場面がございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 分かりました。

災害というか、今回も一つの災害のようなものだと思いますけれども、いろんなレベルがあると思います。市役所が機能しなくなっちゃうようなものもあるだろうし、小さい災害などもあるかと思いますが、そのときに慌てないように、いろいろ必要な仕組みは整えていっていただきたいと思います。

最後に、民間委託先の職員の対応についてということで、こちらのほうはいろいろ御答弁いただきましたので、協定に基づいていろいろ対応されているかと思います。一つ、委託ということではあるんですけども、市民の方から見れば公共施設で働いている職員の人というふうに見られるというか——ということだと思いますので、頼りにされる場面も出てくるかと思います。連携がしっかりと取れるように、日頃から避難訓練など、市と合同で何か連携をしているようなことがあれば、一つ教えていただきたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 災害時に様々な協定という形以外にも、通常の業務を委託している、あるいは指定管理という形で業務に携わっていただいているというケースがたくさんございます。例えば総合防災訓練の際にも、昨年は給食の調理業務、配膳業務の事業者の方にも入っていただいて、実際の炊き出し訓練の際の応援といたしますか、指導といたしますか、そういう業務が東大和市の地域防災計画の中にも記述されておりますので、正規の給食でいえば、そういう調理の事業者の方も、訓練という中でも入っていただいていますし、通常の中でも協定の更新の時期には、必ず防災安全課のほうから連絡を入れて、いつも関係がしっかり根づくようにということはおしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今回、特にコロナのことで、新しい対応が必要になってくるようなことも出てくると思います。日頃から市との関係がうまくいってれば、いざというときにも慌てないで協力ができるかと思しますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時 1分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と暮らしを守る取り組みについて。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、多くの市民が命と健康の危険と不安にさらされています。また、消費税増税で大きく落ち込んだところへ新型コロナウイルス感染拡大によって、世界経済は戦後最大の危機に直面しているといわれています。命と暮らしを守ることは政治の最大の責任です。

以下、伺います。

①「発熱してかかりつけ医に相談したら受診を断られた」「いざというときPCR検査が受けられるのか」など、市民から寄せられた声について、現状はどうなっているのか伺います。また、新型コロナウイルス感染拡大のもと、市民が安心して医療を受ける上での課題と対応について伺います。

②市民の暮らしを守る施策について。

ア、大幅な収入減に見舞われている市民の暮らしを守る施策について伺います。また、市の学校給食中止や公共施設休館等に伴う関係者の収入補償等について伺います。

イ、今こそ国民健康保険事業特別会計の1億9,000万円の基金を使うべきときです。保険税値上げ分を元に戻すには半分程度を取り崩すだけで可能だと考えますが、いかがですか。また、税と社会保険料の減免や猶予を大幅に拡大すべきと考えますが、いかがですか。

ウ、介護事業者、障害者福祉等の福祉事業者の事業継続を保障する施策について伺います。

エ、低所得世帯、女性、子どもなど社会的弱者を守る施策について伺います。

③市民の命と暮らしを守るために、国と東京都に思い切った財政出動を伴う責任を果たすよう求める必要があると考えますが、以下、伺います。

ア、市長の見解と対応を伺います。

イ、医療体制の問題では、都立病院や保健所が5割も減らされたこと、1998年には9,060床あった感染病床が、現在では1,869床まで減少していること、医療崩壊を起こしたイタリアに比べても集中治療室の病床が4割しかないことなどが指摘されています。武蔵村山市では、市長と市議会が、独立行政法人国立病院機構村山医療センターは統廃合の対象にそぐわないとして見直しを求める要望書を国に提出しています。東大和市も同じ医療圏に属する市として同様の対応を取るべきと考えますが、いかがですか。

④東京都は、5月5日に依命通達を発し、都民の命と暮らしを守ることを最優先に、人員も財政も、そこに集中できる体制をつくるとしています。以下、伺います。

ア、当市ではどのような姿勢で臨んでいるのか伺います。

イ、コロナ禍のもとでの災害対策の強化について見解を伺います。

ウ、三小と九小の廃止を打ち出した学校統廃合計画の5月中の決定や図書館への指定管理者制度の導入、公民館等の有料化など、また教員の変形労働時間制など市民の間に大きな異論のある問題については、コロナ禍で社会がかつてない困難に直面している現在、手を付けるべきではないと考えますが、いかがですか。

⑤コロナ禍のもと、知恵と力を結集して臨まなくてはなりません。市民の実態をつかみ、市民の声を、意見を汲みつくすことが求められています。市長が掲げる市民参加の実が問われています。二元代表制のもと、その一丁目一番地は、市議会での充実した審議であると考えますが、市長の見解を伺います。

以上です。再質問は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルスに関する受診やPCR検査の現状についてであります。

受診の目安としまして、国は37.5度以上の発熱などの内容を削除し、息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合や、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている場合には、かかりつけ医に電話を含めた診療など、相談することを新たな受診の目安として変更しております。かかりつけ医は、患者の症状などを確認し、必要と判断した場合には新型コロナ外来などを患者が受診し、PCR検査を受けるよう指示することとされております。

次に、新型コロナウイルスの医療における課題と対応についてであります。東京都多摩立川保健所管内の各市は、患者数が他市と比較して多くないことから、現時点においてPCR検査の体制及び入院治療に必要な病床が確保されており、医療提供体制は整っていると保健所から聞いております。今後の新型コロナウイルスの第2波の発生に備えたPCR検査体制及び病床確保の充実が必要でありますことから、市では引き続き東大和市医師会、東京都多摩立川保健所等、関係機関などと連携してまいりたいと考えております。

次に、大幅な収入減に見舞われている市民の暮らしを守る施策についてであります。市内事業者の具体的な収入減につきましては把握できておりませんが、新型コロナウイルスによる業況悪化により、セーフティネット保証制度の認定申請件数が、3月と4月の合計で150件、5月中旬までで100件を超えており、大幅に増加しております。市といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行により、感染症対策として講じた市税等の減免や軽減及び徴収猶予などの税制上の特例措置の周知を図り、その適用に努めてまいります。

次に、市の学校給食の中止や公共施設の休館に伴う関係者の収入補償等についてであります。市では学校給食の中止に伴い、取消しをすることができなかった食材の費用、公共施設の休館に伴い生じた損失等につきまして、合理性が認められる範囲内で受託者に補償を行っているところであります。なお、指定管理者を含め、受託者が雇用する職員や契約する事業者等に生じた収入減に対する補償等につきましては、受託者が行うべきものと認識しておりますが、市といたしましては国や東京都の各種支援制度の活用、その他の対応について必要に応じて情報提供してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業運営基金の活用についてであります。基金につきましては納付金や市の医療費の急増、その他の制度改正などの事情によって、国民健康保険税が急増する場合の抑制や、一般財源等の他の財源に頼らない国民健康保険の健全な運営に活用してまいりたいと考えております。こうしたことから、基金の活用につきましては、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の状況を確認しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、市税等における減免や納税猶予の適用拡大についてであります。感染症対策として講じた市税等の減免や軽減及び徴収猶予などの税制上の特例措置の周知とその適用に努めるとともに、特例措置の対象とならなかった方に対しましては、既存制度の適切な運用を図り、個々の納税者の置かれた状況に配慮した対応に努めてまいります。

次に、介護事業者、障害者福祉等の福祉事業者の事業継続を保障する施策についてであります。介護事業及び障害福祉事業は、緊急事態宣言による自粛要請の対象外となっており、事業の継続を求められております。このため、日常的な業務等における衛生確保のため、国や東京都が事業所に対してマスクや手指消毒剤を配布することに、市も積極的に協力するとともに、マスクについては備蓄品を供出して、独自の上乗せ支援をしております。事業所の運営につきましては、国の通知に基づく人員基準の緩和を周知するなど、柔軟な運営により事業が継続できるように配慮したところであります。また、国は補正予算により事業所の財政的な支援を行う予定ですので、市といたしましても情報収集に努め、東京都と連携しながら適切に対応してまいりたいと考

えております。

次に、低所得世帯、女性、子供など社会的弱者を守る施策についてであります。生活困窮者の総合相談窓口であります東大和市暮らし・しごと応援センターそえるにおきまして、休業等に伴う収入の減少等により、住居を失うおそれが生じている方などに、原則3か月、家賃を支給する制度である住居確保給付金の相談や給付等を実施しております。また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、児童手当を受給する世帯に対しまして、臨時特別給付金の給付を実施してまいります。

次に、国と東京都への財政出動を伴う責任を果たすよう求めることについてであります。現在、国や東京都におきましては、新型コロナウイルス対策としまして、補正予算等により予算措置をし、国民の命と生活を守るため様々な対応を図っているものと考えております。加えて国や東京都に対しましては、新型コロナウイルス対策への財政支援、小中学校におけるオンライン学習環境の整備、マスクやアルコール消毒剤等の供給体制の確保などについて、市長会を通じて要望を行っているところであります。

次に、独立行政法人国立病院機構村山医療センターの統廃合の見直しを求める要望書についてであります。市では独立行政法人国立病院機構村山医療センターの統廃合などにつきましては、決定事項ではないと認識しております。今後、厚生労働省の要請に基づき、東京都は二次保健医療圏単位で運営する地域医療構想調整会議において、検証など協議を行うこととしております。このことから、引き続き地域医療構想調整会議の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する当市の姿勢についてであります。市におきましては市民の皆様生命と健康を最優先に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組を進めてまいりました。財政面では、国や東京都の補正予算等の情報を把握し、市における対応を進めているところであります。また、市民の皆様の家計への支援を目的とする特別定額給付金の給付につきましては、複数の職員に併任辞令を発令し、組織体制を構築するとともに、必要に応じて全庁的に職員の応援を求め、1日でも早い給付に努めてまいりました。

次に、災害対策の強化についてであります。現在、避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人として収容人数を計算しておりますが、今後は人との間隔を2メートル確保することが求められます。現在こうした避難所の収容人数等の見直しやマスク、手指消毒剤、使い捨て手袋などの備蓄など、新しい生活様式の実践例を踏まえた避難所運営を検討しているところであります。また食料、水などの備蓄、家屋の耐震化や家具の転倒防止対策、住み慣れた自宅での生活を続ける在宅避難などについて、市報及び市公式ホームページにて周知に努めてまいります。

次に、学校の再編計画、地区図書館への指定管理者制度の導入、公民館等の有料化及び教員の変形労働時間制についてであります。学校の適正規模及び適正配置につきましては、少子化に伴う児童・生徒数の減少や学校施設老朽化などの課題に対処し、将来にわたり快適な教育環境を確保するため取り組むものであります。今後、方針及び計画を決定してまいります。地区図書館への指定管理者制度の導入につきましては、平成28年10月から教育委員会において検討してきているものであります。市民の皆様サービス提供の拡充を図るため、今後は指定管理者制度の導入に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

使用料、手数料等の在り方の検討につきましては、受益者負担の考え方、また持続可能な行財政運営を行うために必要な検討であると認識しております。一方で、この在り方の検討に基づく使用料等の見直しの実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討してまいりたいと考えております。教員の変形労働時間制についてであります。国の通知におき

ましては変形労働時間制に関する留意事項が別途通知されることとなっておりますが、現時点ではまだ通知がないことから市としての検討は行っておりません。

次に、市議会での充実した審議についてであります。市では直面する課題解決に向け、市民の皆様の声に耳を傾けるとともに、市民の代表である市議会議員の皆様とよりよい市政の実現を目指してまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という今まで経験したことのない事態にあっても、市民の皆様の生命と健康を最優先に、市議会と市が両輪となり、互いの役割を果たしていくことが重要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(尾崎利一君) それでは、再質問を行います。

まず、PCR検査を受けられるかどうかという問題ですが、昨年8月に開催された東京都感染症医療体制協議会の資料によると、多摩地域には感染症診療協力医療機関が27機関あり、多摩立川保健所管内には5機関あるとされています。また、感染症病院としては、近隣に立川病院、昭和病院があります。現在ではかかりつけ医が必要と認めた場合、保健所を通さずに、いわゆる保健所でふん詰まりにならずに、これら医療機関で速やかにPCR検査を受けられる、こういう理解でいいのかどうか伺います。

○福祉部長(田口茂夫君) 先ほど市長からも御答弁いただきましたけども、厚生労働省の通知などによりますと、地域の診療所の医師が患者を診察した結果、PCR検査が必要と判断した場合に、検査の予約、結果の説明など、PCR検査に係る一連につきましては、診療所の医師の指示に基づき行われることとされております。検査の結果につきましては、診療所の医師から保健所に報告されるというふうになっております。東大和市医師会の各先生方におかれましても、この情報は共有されてるというふう聞いておりますことから、適切に行われるというふうと考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) そうすると、これら協力医療機関は公表はされてないわけですが、地域のお医者さんは分かっている、そこを通じて、こういう感染症協力医療機関などでPCR検査がスムーズに受けられるということですね。

○福祉部長(田口茂夫君) 議員が今おっしゃるとおりで、各先生方におかれましては、そういった状況、御紹介する場所等につきましても、承知をされてるということでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 次に、市内の診療所、クリニックなどのホームページなどを見ても、時間を区切って発熱外来を設置するなどの努力が進められています。市民の皆さんの中には、いざ発熱して不安なときには見てもらえるのだろうか、PCR検査を受けられるのだろうかという不安があります。PCR検査については大丈夫だということですが、多くの市民が不安を抱いてる、検査を受けられずに亡くなったなんていうこともテレビで報道されたりするものですから、そういう状況があります。この点、医師会とも相談しながら、市民が安心できる情報発信をお願いしておきたいと思っております。

次に、5月29日の政府専門家会議発表の提言の資料では、東京でのピーク時の必要病床数4,000に対して、現状は3,300床となっております。第2波などに備えて東大和市内でPCRセンターを設置することを考えれば、例えば国有地などの活用等についても課題となる可能性もあります。今から設置のための調整に入ることが必要だと思っておりますので、ぜひこれについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、コロナと最前線で闘っている医療機関が今大変な状況になっています。日本医師会の調査では、4月下旬までの約1か月間では診療所の84.6%で外来患者が減少しています。東京保険医協会の4月の調査では、診療所の93.2%が保険診療収入が減ったと答え、うち30%超で5割以上減少していました。閉院や休業、従業員の解雇を検討する医療機関が激増していると指摘しています。背景には、医療機関への診療報酬が20年間で12%、4兆円も削減されてきたことなどがあります。市にも可能な限りの支援をお願いしたいと思いますが、長期的には国による十分な財政支援がなければ、コロナで最前線に立って頑張っておられる医療を支える体制そのものが壊されることになりかねません。国や東京都にも、この点、ぜひ要求をしていただくようお願いしておきます。

この①のところで、最後にアメリカでコロナ感染症の被害が拡大している背景に、格差と貧困の問題、公的保険制度がない問題が横たわっていることは多くの方が指摘しているところです。東大和市では、滞納を理由に有効期限2年の国民健康保険証を6か月の短期証とし、しかも通常の保険証は郵送しているのに、短期証については本人と連絡が取れない限り窓口に留め置いています。コロナ感染拡大を契機に、留め置いていた保険証を郵送して届ける自治体も生まれています。命を最優先に考えれば当然の措置です。これは市長の決断で速やかに届けるべきです。いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 短期証の交付の趣旨は、窓口にて滞納者との直接の接触の機会を設けることで、その方が納付に至らない直接的、間接的な原因を求めまして、その解決策を徴税吏員と納税者が相互で共有することで、納税者の物理的、精神的負担を取り除くことを主眼としています。そうした意味で、今回の電話による納税相談はどれほどの効果があったのかを検証する中で、より効果的な方策について引き続き研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これは研究してる場合ではないと思います。例えば保険証がなくても、PCR検査が受けられるという状況がもしあったとしても、そんなことは分からない。保険証がないことで、受診控えになってる、こういう現実があるわけです。研究などしていないで、直ちに命を守る観点から保険証、短期保険証、直ちに郵送する。市長、ぜひ決断していただきたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 短期証の直ちの交付ということでございますけども、今申し上げましたように、お支払いをいただいてない方には、直接な原因、元のお支払いいただけない原因ということがあるわけがございます。まずその原因を解明いたしませんと、その後についても同じようなことになってしまいますので、私どもとすると納税者とのそういった接触の機会を早期に設けることで、そうした原因を取り除く、そうしたことで正規の保険証で引き続き受診をしていただけるような体制をつくるということのほうが重要ではないかと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今問われていることは、滞納している原因ではなくて、市民の命だということを指摘しておきたいと思います。

次、②のところ、一括して伺います。

市民の暮らしの窮状については、昨日の議案審議を通じても申し上げましたが、今日、明日を切り抜けることができるかどうかというところに追い込まれている市民が大勢います。諸外国では、生活や営業を守るための保障が国民の手元に届いているのに、日本ではいわゆるアベノマスクさえ届き切らず、10万円が届いたのも

まだ少数です。持続化給付金や雇用調整助成金、都の協力金も届いたのは僅かです。今、直ちに支援を届ける必要がある。今が問われています。

ところが、昨日、審議した東大和市の第2次補正予算では、国のコロナ交付金2億2,000万円余が歳入として計上されず、都のコロナ交付金、約2億円も使わずにそのまま財政調整基金に積み上げられてしまいました。4億円ものコロナ交付金が宙に浮いたまま、市民に届くどころか具体化さえされていません。文字どおり、これでは市民は救われません。

閣議決定された2次補正では、国の臨時交付金は1次補正の1兆円に、2兆円、上積みされます。2次補正に伴う地方負担分については、この交付金を充ててもいいし、全額を地方債で賄った場合、その元利償還の50%を交付税措置することになっています。単純計算すると、国と東京都の交付金で8億6,000万円程度の財源、さらに地方債の発行も含めて、市民の暮らしと営業を支援する医療や介護、福祉の体制を整備する、こうした施策を速やかに打ち出すべきです。緊急に補正予算を編成し、臨時議会を招集して、市民に支援を直ちに届けるべきです。改めて求めますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 市民の皆様の暮らしの窮状についての対応ということでございますが、まず市としましては、特別定額給付金を1日も早く皆さんにお届けするというを前提に決めまして、全職員を挙げて対応してるところでございます。

また、交付金の関係でございますけれども、国の地方創生臨時交付金につきましては、今限度額が示されるだけでして、その内容がまだ確定してない状況ですので、そういう関係で補正計上はしてないということで、昨日も補正予算のところでも御説明させていただきました。また、東京都の交付金につきましても、こちらも他の補助制度があるものは、そちらをまず活用して、その後一般財源が発生する部分について充当することとされておりまして、そのような形で一時的に財政調整基金に積み立てるような現状です。ただ、いずれの交付金につきましても、そのGIGAスクールという多大な経費がかかる施策、それを最優先で東大和市は行うこととしておりますので、そこに充当する予定としてるところでございます。

あと、議員がおっしゃいました地方負担分ですか、2次補正に伴う地方負担分についてですね、地方債の活用などのところがありましたけれども、それらにつきましては投資的経費に係る地方負担について地方債が活用できるようなことで通知が出てますので、恐らく施設整備などの投資的な経費に係る部分ではないかというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 今の御答弁でGIGAスクールの問題、触れられました。GIGAスクールについては、特に13都道府県、緊急事態宣言が最初に出た、ここについては4年後、1年で前倒しするというので、強力に国も押し進めている。昨日の答弁でも、多摩地域も含めて、都内においてはこのGIGAスクール、大体一斉に単年度でやるということで取り組んでいるという状況が明らかになっています。それに加えて、各市様々な取組をやっているわけです。国の地方創生臨時交付金、上限額が示されているだけだと言われますけれども、

西東京市ではこの地方創生臨時交付金 4 億3,000万円、都の緊急特別交付金 4 億4,000万円、これを活用して 2 号補正、3 号補正、4 号補正ということで様々な施策を打ち出しています。

そこで、3 点ほど提案したいと思います。

昨日の議案審議では、社会福祉協議会のコロナ生活緊急融資が、4 月、100件、5 月、200件と倍増していることも紹介しました。納税課などからも市民の苦しい状況が答弁されました。やはり生活が厳しい世帯にすぐに届けるということが肝心だと思います。東久留米など、住宅確保給付金への上積みを実施している自治体があります。児童育成手当を受けている世帯に、児童 1 人当たり 2 万円、3 万円と支給している自治体があります。子育て世帯への支援として、児童手当に 1 万円上乘せという自治体もあります。これらは振込口座にすぐ振り込めるわけです。妊婦へのタクシー券 1 万円分というものもあります。学校給食が中止となっているもど、就学援助世帯の児童・生徒 1 人 1 日 500 円の実費支給、こうした自治体もあります。これも決めればすぐ実行できます。少なくとも、給食費相当分は支給してしかるべきではないでしょうか。また、図書館が長期にわたって閉館しているもど、高校生以下に 1 人 5,000 円、1 万円の図書カードを支給する。こうした他市で既に実施されているものも調査検討し、すぐ具体化していただきたい。

2 点目ですが、昨日も紹介しましたが、国の交付金を 5 月 20 日までに申請した 397 自治体の状況を見ると、その活用の 55.8% が事業継続に困っている事業者への支援です。本当に追い詰められています。昨日の議案審議でも、セーフティネット融資の相談窓口での市内事業者の厳しい状況なども答弁がありました。東久留米では、都の協力金やセーフティネット融資を受けた事業者への 5 万円支給、西東京では売上げ半減の事業者に家賃補助一律 30 万円、休業申請を受けなかった事業も深刻なわけで、武蔵野市は都の協力金の対象外の事業者に 30 万円、個人事業者は 15 万円支給等々です。昨日の答弁で、東大和市でも商工会のアンケート 126 件、スイーツウォーキング協力店 25 件の聞き取りなども行っているとのこと。これも急いで検討し、具体化していただきたいと思います。

3 点目、介護や障害福祉などの事業については、自粛要請の対象ではないけれども、3 密を避けるなどの要請に基づいて、また利用者側が感染を恐れるなどの事情も重なって、事業の継続が危ぶまれる事態が広がっています。5 月中旬に全国介護事業者連盟がまとめたアンケートによると、デイサービス事業所の 91%、ショートステイの 76%、訪問介護の 47% が経営悪化しています。2 割から 4 割減収したデイサービスが 25% もあります。障害者団体「共作連」の調査でも、4 月の報酬が減った事業者の割合がショートステイの 87%、居宅介護の 80%、生活介護、就労支援継続 B ではおよそ 50% となっています。数百万円規模で減収となっている場合もあります。コロナ禍のもと、医療・介護・福祉が大きく後退する事態になりかねません。江東区では、高齢介護や障害福祉の事業所に 30 万円を補助、西東京市も補助しています。こうした取組の具体化もお願いしたいと思います。

今、厳しい暮らしを守る分野、地域経済を守る分野、医療・介護・福祉を守る分野で提案をさせていただきました。直ちに取り組むことが必要です。国の 2 次補正成立待ちにならずに、現在の 4 億円余りの交付金を、これらの施策に直ちに回す、補正予算を緊急に編成する。2 次補正が成立したら、それもすぐ具体化する。議会は、こういうことなら直ちに招集に応じると思います。いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在のところ国の第 2 次補正の交付金の額も含めて、詳細はまだ把握してないところでございます。また、一方で、今の国の 2 次補正の事業内容としましては、新たに家賃支援給付金の創設や、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、また医療提供体制等の強化としまして、新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援交付金なども予定されてるところでございます。国や東京都のこのような取組を踏まえまして、必要なものにつきましては市としましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど言いましたけれども、今が問われている。ですから、自治体が様子見しては、本当に市民が救われないというふうに思いますので、できることはすぐにやるということをお願いしたいと思います。

昨日も要求したので、答弁、求めませんけれども、長期にわたる休校が明け、心身ともに子供たちの状況が心配されます。学業の遅れももちろん心配ですが、詰め込みでなく学習内容も精選しながら、まずは子供たちを丸ごと受け止める努力、子供たちの発するSOSを見逃さず対応する努力、そのために人員を集中して当たる体制を改めて要求しておきます。

次に、国民健康保険税の今年の値上げ分を元に戻すことについてです。少なくとも戦後最大の経済的困難にあることは、誰も否定できない事実です。平成30年度、6年連続1億円値上げの最初の年、その他繰り出しを1億円減らしたにもかかわらず、2億円の基金積立てができたわけです。平成30年度の値上げは不要だったとも言えるわけですが、この2億円近い基金、際限なくどんどんため込むためのものではないと思います。加入者を助けるためのものであるはずで、今この基金を半分だけ取り崩すことで、戦後最大の経済的危機のただ中で、加入者の負担を僅かでも軽減することができるわけです。立川市は値上げを取りやめる専決処分を行いました。これは市長の判断だと思います。基金を取り崩す分には、一般会計からのいわゆる赤字繰り出しの削減は維持できるわけですから、国からのペナルティーの対象にもならないし、国からの評価、全く下がりません。市長に、ぜひ判断していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険に係る制度改正は、給付と負担の均衡を国から求められておりまして、そのために必要となる国民健康保険税率との見直しを行い、赤字補填の繰り入れの解消に取り組んでいるところであり、基金につきましては、一般財源の他の財源に頼らない国民健康保険の健全な運営に活用することとしておりまして、今年度につきましては国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の状況や、平成31年度の歳計剰余金、令和3年度の納付金の金額など、様々な要素を勘案する必要があります。一方で、新型コロナウイルスの影響により、東京都全体の医療にかかる保険給付費が急増し、市の納付金額に反映されることで、保険税が著しく急増する場合に基金を活用することは、今申し上げました基金の活用の目的と大きなそごがないものと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これ実際に1億9,000万円の基金があって、これを取り崩せば値上げした国民健康保険税、元に戻せるわけですから、市長の決断でぜひ実施していただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計の基金も保険料値上げを抑えるために徐々に取り崩すものとされていたのに、3億円から始まって6億円、9億円と逆に積み上がりました。これを取り崩し、保険料の減免措置を大幅に拡大して、市民の負担を今軽減せずにいつやるのか、今でしょということですけど、ぜひこれは併せて要求したいと思います。

③のところですが、病院の統廃合の問題です。国は今年3月までとしていた一定の結論の期限、国立村山医療センターを含めた統廃合ですね、これを9月に先延ばししました。早ければ9月に一定の結論が出る可能性があるわけですが、見守っていては駄目なんです。直ちに反対の声を上げていただきたいと思います。コロナ後の

社会ということが取り沙汰されます。効率、効率で医療を切り詰めてきた。保健所を東京では4割まで削減した。こうしたツケが、今突きつけられています。市長には社会の大きな転換を見据えて、市民の命と暮らし最優先の立場から発信していくことを求めます。

次に、④のところ、アのところです。定額給付金や子育て給付金だけでなく、生活福祉課や子ども家庭支援センター、障害福祉、児童福祉、高齢介護課、産業振興課などの諸部門、さらに小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、こうした部門で体制を厚くして、市民、生徒、児童の困難な状況に手を差し伸べる体制を取る必要があると考えますので要求しておきます。

次に、東大和市は現在、市の業務分析を行い、職員定数の最適化、民間委託の推進などの提案を行い、業務支援を民間に委託するプロポーザル型の入札を行っています。6月2日には、一次審査の結果通知を行っているはずですが、こんなことを民間に委託すれば、職員削減と民間委託の方向が示されることは、誰が考えても明らかです。コロナ禍で、東京都が保健所を6割も減らしてきたことが大問題になり、毎年襲う大規模災害で地方公務員削減路線の見直しの声が起きている現在、これに逆行するような入札は凍結、中止し、コロナから市民の暮らしを守る業務に集中するよう求めます。

次に、(イ)のところですが、5月29日、政府の中央防災会議は、防災基本計画を修正し、感染症対策を推進するとしています。市は避難所運営を検討しているとのことでしたが、運営だけでなく避難所の増設や段ボールベッドやトイレをはじめとした設備、備品の整備などの検討、具体化も急ぐべきと考えます。大型台風は、今や毎年のこととなっています。学校体育館、エアコンの設置のできる限りでの前倒し実施なども含めた対応も急がれます。要求します。

次に、④のところですが、2月下旬に小中学校の一斉休校が開始されて以降、三小、九小の廃止を含む統廃合計画検討のための会議等を開催しているのですか。図書館の指定管理者制度導入に向けた検討のための部会などを開催しているのですか。公民館等の有料化の検討のための委員会や部会などを開催しているのですか。伺います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 学校の適正規模及び適正配置の件でございますけれども、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針案及び東大和市立小中学校再編計画案につきましては、市民の方から広く御意見をいただくため、本年3月1日から3月31日にパブリックコメントを実施し、またその前ですね、2月の末には保護者の方には各学校を通じてパブリックコメントの実施についてお知らせをしたところでございます。現在、市民の皆様から寄せられました御意見に対する考え方につきまして、教育委員会において精査をしているところであります。

以上です。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 図書館につきましては、令和2年3月27日に市長に対しまして地区図書館における指定管理者制度の導入について、教育委員会の検討結果を報告いたしました。その後、市長からは令和2年4月6日付で、その検討結果の内容に即し、教育長宛てに地区図書館における指定管理者制度の導入の準備についての依頼がありました。そのため、市の指定管理者制度にかかる基本方針に基づきまして、主管課である図書館が事務局となり、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館、指定管理者選定基準等検討部会を立ち上げまして、令和2年4月24日に第1回の検討部会を開催し、東大和市立図書館条例等の一部改正について検討を始めたところであります。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 使用料・手数料等の在り方の検討につきましては、検討委員会と検討部会を開催しまして検討を進めてるところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 三小、九小の廃止を含む統廃合計画の問題の一つは、決めてから市民の協力を得て進めるという進め方です。もう一つは、40人学級という大規模学級編成を前提としていることです。世界的規模で頻繁に感染症が人類を襲っている状況のもと、この面からも20人以下の少人数学級の必要性が指摘されています。緊急事態のもとでの図書館運営がどうあるべきなのか、大いに今後検証が必要なところですが、公立の直営図書館の優位性がこの面からも再検証されなくてはなりません。公民館などの有料化は、戦後、民主主義を支えてきた市民活動と真っ向から敵対するものです。教員の変形労働時間制の問題も含めて、市民の間に大きな異論のあるこれらの問題は、じっくり市民と向き合って検討することとし、当面は戦後最大の暮らしの危機に襲われている市民を守るための目の前の課題に全力を尽くすよう求めます。

また、先ほど答弁の中で公民館などの有料化や、使用料・手数料の引き上げについて、その時期についてはいろいろ考慮するというようなことがありました。内部の検討では、今年12月議会に上程し、来年10月から実施する計画でした。市民の暮らしがこれだけ厳しくなるもと、予定どおり実施するのか。それとも、この当初の予定を大幅に遅らせる、凍結するという状況なのか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 使用料・手数料等の在り方の検討に基づきまして、使用料等の見直しの実施時期についてでございますが、先ほど市長のほうからも御答弁さしていただきましたけれども、この感染症の市民の皆様への影響を考慮しまして、今後の状況を見ながらですね、実施時期につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市議会とともによりよい市政を目指す、市議会がその役割を果たしていくことが重要だという答弁、⑤のところでもいただきました。コロナ禍のもとでも、市民の間に大きな異論のある問題の検討を進めるというのであれば、議会でこれらの問題について十分な審議が必要だと考えますし、市長としてもこれらの課題を進めるに当たっては、またコロナ対策を進める上でも、当然議会での十全な審議を前提としていって考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 市議会での充実した審議についてでございますけれども、市ではこれまでも市政を進めていく上での重大な案件につきましては、議会に御提案差し上げ、上程させていただいてきております。その案件、一つ一つに対して、市民の皆様方の代表であります市議会議員の皆様が、十分な審議を経た上で、市と市議会とが両輪となって市政を進めてまいったと、そのような認識でおります。したがって、今後におきましても同様であると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私はコロナの対策、いろいろ要求いたしました。それから、公民館の有料化なども含めた、こうした市民に大きな異論のある問題、これについて、一方で議会に今、特別定額給付金、10万円払うの大変だ、議会にも協力してほしいという議会運営上の協力なども行う一方で、着々と市の内部ではこうした検討をそのまま続けているというやり方は承服できません。ぜひ、市議会、そして市民にきちっと情報提供しながら進めていく、私はこれらの異論のある問題については進めるべきではないという考えですけれども、そういう対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日5日及び8日から11日までの5日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時 1分 散会